

令和元年度 防衛省行政事業レビュー外部有識者会合

1. 日時：令和元年5月10日（金） 13：30～15：00

2. 場所：庁舎E2棟 5階 504会議室（東側）

3. 議事次第

（1）開会

（2）外部有識者のご紹介

（3）公開プロセスの実施について（資料1）

（4）公開プロセス対象事業の選定（3事業）について（資料2～4） （進め方）

- 事業元担当課等から各5分程度で「事業の概要及び論点」を6事業続けて説明。（6事業×5分＝30分）
- 各有識者から質疑・担当課から応答。（30分）
- 各有識者から候補事業の選定（10分）
- とりまとめ役から3事業の選定。（10分）

（5）閉会

資料1：令和元年度防衛省行政事業レビュー公開プロセスの実施について

資料2：令和元年度防衛省行政事業レビュー公開プロセス対象事業候補リスト

資料3：論点整理資料

資料4：レビューシート

参考資料：「行政事業レビュー実施要領」

令和元年度防衛省行政事業レビュー公開プロセスの実施について

1. 日時：令和元年6月21日（金）1300～1630 予定
2. 場所：庁舎A棟講堂
3. 対象事業：3事業を予定

※公開プロセスに関する詳細につきましては、「行政事業レビュー実施要領」をご参照願います。

○ 参加者

（外部有識者）

- ・ 防衛省行政事業レビュー外部有識者会合
蒲谷 亮一 氏（元横須賀市長）
郷原 信郎 氏（郷原総合コンプライアンス法律事務所 弁護士）
山谷 清志 氏（同志社大学政策学部・総合政策科学研究科教授）
- ・ 行政改革推進会議歳出改革ワーキンググループ
河村 小百合氏（株式会社日本総合研究所 調査部 上席主任研究員）
瀧川 哲也 氏（株式会社ボストンコンサルティンググループ
パートナー&マネージング・ディレクター）
永久 寿夫 氏（(株)PHP 研究所取締役・専務執行役員）

（防衛省）

- ・ 深澤大臣官房審議官（防衛省行政事業レビュー推進チーム統括責任者代理）
- ・ 岩元会計課長 （進行役：防衛省行政事業レビュー推進チーム副統括責任者）
- ・ 各事業原課等 （説明者）

○ 今後の予定

- ・ 5月下旬～6月上旬 事前勉強会 ※細部日程は今後調整
- ・ 6月上旬 現地ヒアリング ※細部日程は今後調整
- ・ 6月21日 公開プロセス当日

資料 2

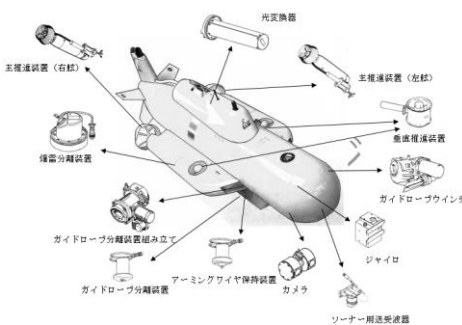
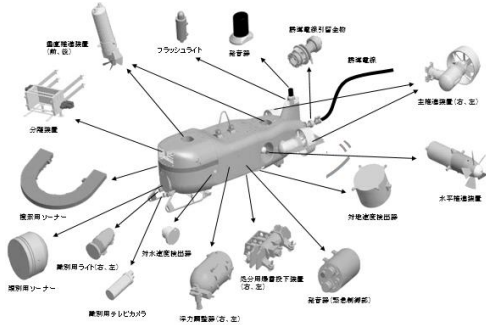
令和元年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

事業番号	事業名	担当課	平成30年度 補正後予算額	平成31年度 当初予算額	事業概要	想定される論点	【補足】 事業点検課程において持つ課題 先生方にご覧いただいたご議論をして欲しいか
0009	①機雷処分具等の整備等	防衛装備庁 事業監理官 (艦船)	849	745	機雷処分具、水中航走式機雷掃討具等の航走体を使用されている組部品をオーバーホールする。	・組部品整備の費用対効果向上のための対策はしているか	○機雷処分具等については、民間で取り扱いのない部品がほとんどであり、海上自衛隊の保有数も少ないものです。 これにより、長年、維持整備の主たる部分については、限られた会社において実施しているため、整備要領等他と比較できる情報が少ないのが現状であり、適切で経済的な整備を実施することが課題。 平成12年度から継続で行っている機雷処分具等の整備については、維持整備にかかる費用を平成28年度から平成30年度に行った調査研究の結果、一部低減することが可能であるということが見込まれるものの更なる維持整備にかかる費用を低減できるような施策が考えられるかどうか。
0023	②基地防空用SAM	防衛装備庁 統合装備計画官	40	379	本事業は、現有の81式短距離地对空誘導弾の老朽化に伴い、後継となる基地防空用地対空誘導弾(以下「基地防空用SAM」という。)を取得するものであり、次の4つの取得事業から構成される。 ①基地防空用SAM ②基地防空用SAM用車両 ③基地防空用SAM用整備器材等 ④基地防空用SAM(演習弾)	・コスト削減の可能性についての検討事項について ・今回の定期修理までの間隔の延伸に関する検討事項について	○論点は、「コスト削減の可能性についての検討事項」と「今回の定期修理までの間隔の延伸に関する検討事項」です。 当該事業は、これまでの実績及び他事業に係る先生方からのご指摘事項を踏まえ、各種検討を行ってきたところですが、「検討の方向性の正誤」について懸念があります。 したがって、ご議論の期待としては、「検討の方向性」について、先生方のご意見やご指摘を頂戴することです。
0048	③緊急射出装置用部品	防衛装備庁 事業監理官 (航空機)	2,427	2,048	緊急射出装置用部品の定期交換等に必要な部品を取得する。	・厳しい財政状況の下、限られた予算の中で航空機用部品の在庫量を確保するための検討事項について ・緊急射出装置用部品の調達における競争性を確保するための検討事項について	○厳しい財政状況の下、我々が見直した要領に、さらに工夫できる余地があれば、ご教示いただきたい。 ○公募による随意契約を取り入れているものの、その他に火工品の調達における競争性を確保するため、我々が取り得る方法等があればご教示いただきたい。
0267	④民間海上輸送力活用に 係わるPFI事業	防衛装備庁 装備制度管理官	2,552	2,576	民間事業者が、二隻の船舶を所有・維持・管理し、自衛隊の平素の訓練や災害派遣等の緊急時の輸送を行うため、迅速かつ優先的に船舶を運航 防衛出動等において事業者が運航できない場合、自衛隊が、船舶そのものを借り受け、自衛官が乗り組んで自衛隊が自ら運航	・一般競争入札において一者応れとなつたのはなぜか ・PFI方式を活用しているが従来方式と比較しコストの妥当性はあるのか ・事業開始からの運航実績を考えると、本事業の必要性は妥当か	○本事業については、令和7年(平成37年)12月末に事業期間が終了するため、遅くとも令和7年には公募を実施することになると思われます。本事業については1者応れでしたが、今回は複数の応れ者があるように、競争性を確保することが重要と認識しています。 そのため、行政事業レビューにおいては、競争性を確保する上でどのように取り組めば良いのかという視点で議論して頂ければと思います。
0350	⑤騒音防止事業(一般防 音)	地方協力局 防音対策課	11,204	11,958	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項の規定に基づき、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいものを防止、軽減するため、学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときは、予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助している。	・防音工事におけるコスト削減に対する取組について(平成28年度公開プロセス評価結果を踏まえた取組のフォローアップ) ※26'公プロとりまとめコメント ・施策全体としてコストダウンを図るために仕様書の作成や予定価格の算定にあたっての手引書を示すほか、コストを圧縮するためのポイントを例示してはどうか。 ・補助を受ける側にとって利用しやすい制度となるよう、自主性を尊重する必要がある。	○論点に係る課題及びご議論の期待 補助事業者から「計画・工法集」の活用によるコスト削減効果について、一定の評価を頂いていることから、引き続き「計画・工法集」の内容の充実に努めていきたいと考えており、今般のフォローアップにおいて、改めて外部有識者から客観性を持った意見をいただき、今後の見直しに活用したい。
0354	⑥印刷物広報	大臣官房 広報課	139	120	災害派遣、海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精強性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただくことが必要である。 このため、様々な印刷物媒体を活用した広報活動を実施し、例えば、毎年防衛白書を刊行し、また、特に重要な防衛政策について分かりやすく説明するパンフレット等を作成している。	・一般競争入札の結果、一社応札案件があるが競争性は確保されているのか ・刊行物の配布先及び所要数を見直しているのか。	○防衛省・自衛隊の活動についてこれまで以上に国民に認知いただくため議論をお願いしたい。 ○特にまんが白書については、一般人の認知度が低いため、配布先等を工夫し、情報発信が必要があると考えている。

論点整理資料

事業概要及び論点等について

事業名	機雷処分具等の整備等
平成30年度 補正後予算額	848,592（千円）
事業概要	1 事業の目的 本事業の目的は、海上自衛隊の掃海艇装備品である機雷処分具PAP－104及び水中航走式機雷掃討具S－10・1型（以下「機雷処分具等」という。）の定期検査時に必要となる組部品の維持整備を実施することにある。組部品は、定期検査（約4か月）内で整備（取外し、整備、取付け、試験等）を完了することが不可能な部品であり、事前に整備済みの部品を準備しておくことで、定期検査中に部品交換により工期内に機雷処分具等の整備を完了することができる。 機雷処分具等（図1）は、機雷の搜索、識別及び処分に用いられる装置であり、機雷処分具等の能力を常続的に発揮するためには、組部品の整備を円滑に実施することが不可欠である。  機雷処分具PAP－104用組部品  水中航走式機雷掃討具 S－10・1型用組部品 図1 機雷処分具及び水中航走式機雷掃討具の概要 2 事業の詳細 （1）機雷処分具等及び組部品の概要 ア 機雷処分具PAP－104は、「すがしま」型掃海艇12隻に搭載されている。水中航走式機雷掃討具S－10・1型は「ひらしま」型3隻及び「えのしま」型掃海艇3隻の計6隻に搭載されている。 イ 機雷処分具等は、掃海艇を機雷の危険区域から隔離した状態において、航走体を海中へ投下し、航走体の各種センサーを利用し、機雷の搜索、識別及び処分を行う運用方法であり、航走体は適切に整備された状態であることが必要となる。

	ウ 組部品の対象品目は、機雷処分具PAP－１０４が航走体用部品１２品目であり、水中航走式機雷掃討具S－１０・１型が航走体用部品１６品目である。ともに約１０～１１ヶ月の工期を要し、整備している。 (２) 整備費の推移 機雷処分具等用組部品の整備実績（過去３年度分）は以下のとおり。 ア 機雷処分具PAP－１０４ 単位：円 <table><tr><th>整備年度</th><th>執行額</th><th>整備後の使用先</th><th>１艦の整備費</th></tr><tr><td>H２８年度(なおしま及びあおしま撤去品)</td><td>287,853,480</td><td>すがしま及びいずしま定検用</td><td>143,926,740</td></tr><tr><td>H２９年度(とよしま及びみやじま撤去品)</td><td>339,660,000</td><td>くろしま及びのとじま定検用</td><td>169,830,000</td></tr><tr><td>H３０年度(しじま撤去品)</td><td>139,212,000</td><td>うくしま定検用</td><td>139,212,000</td></tr><tr><td>H３０年度(すがしま及びのとじま撤去品)</td><td>156,315,000 (変更分含まず)</td><td>あいしま及びつのしま定検用</td><td>—</td></tr></table> イ 水中航走式機雷掃討具S－１０・１型 単位：円 <table><tr><th>整備年度</th><th>執行額</th><th>整備後の使用先</th><th>１艦の整備費</th></tr><tr><td>H２８年度(えのしま及びやくしま撤去品)</td><td>372,719,340</td><td>ちちじま及びたかしま定検用</td><td>186,359,670</td></tr><tr><td>H２９年度(ちちじま撤去品)</td><td>211,323,600</td><td>はつしま定検用</td><td>211,323,600</td></tr><tr><td>H３０年度(たかしま撤去品)</td><td>170,434,800</td><td>ひらしま定検用</td><td>170,434,800</td></tr></table>			整備年度	執行額	整備後の使用先	１艦の整備費	H２８年度(なおしま及びあおしま撤去品)	287,853,480	すがしま及びいずしま定検用	143,926,740	H２９年度(とよしま及びみやじま撤去品)	339,660,000	くろしま及びのとじま定検用	169,830,000	H３０年度(しじま撤去品)	139,212,000	うくしま定検用	139,212,000	H３０年度(すがしま及びのとじま撤去品)	156,315,000 (変更分含まず)	あいしま及びつのしま定検用	—	整備年度	執行額	整備後の使用先	１艦の整備費	H２８年度(えのしま及びやくしま撤去品)	372,719,340	ちちじま及びたかしま定検用	186,359,670	H２９年度(ちちじま撤去品)	211,323,600	はつしま定検用	211,323,600	H３０年度(たかしま撤去品)	170,434,800	ひらしま定検用	170,434,800
整備年度	執行額	整備後の使用先	１艦の整備費																																				
H２８年度(なおしま及びあおしま撤去品)	287,853,480	すがしま及びいずしま定検用	143,926,740																																				
H２９年度(とよしま及びみやじま撤去品)	339,660,000	くろしま及びのとじま定検用	169,830,000																																				
H３０年度(しじま撤去品)	139,212,000	うくしま定検用	139,212,000																																				
H３０年度(すがしま及びのとじま撤去品)	156,315,000 (変更分含まず)	あいしま及びつのしま定検用	—																																				
整備年度	執行額	整備後の使用先	１艦の整備費																																				
H２８年度(えのしま及びやくしま撤去品)	372,719,340	ちちじま及びたかしま定検用	186,359,670																																				
H２９年度(ちちじま撤去品)	211,323,600	はつしま定検用	211,323,600																																				
H３０年度(たかしま撤去品)	170,434,800	ひらしま定検用	170,434,800																																				
選定基準	オ	その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの																																					

論 点

論点 1

組部品整備の費用対効果向上のための対策はしているか

(説明)

○ 水中航走式機雷掃討具 S-10・1 型航走体用組部品 16 品目の整備対象品目のうち、主推進装置及び水平推進装置 (図 2) については、H28～H30 年度に実施した調査 (補本艦船装備計画課による艦艇の技術維持活動) の結果、整備費低減が見込まれている。

○ 従来、主推進装置及び水平推進装置の整備は、全数総分解整備を実施していた。しかし、推進装置の単体作動中の振動計測を実施し、異状のない場合は、総分解整備を実施せず、部分的な分解とシール部品の交換のみ実施しても、総分解整備を実施した部品との性能に差がないことが確認された。

○ 振動計測を取り入れた整備に移行するためには、整備用器材の整備に約 180 万円を要するが、1 艦当たり約 260 万円の整備費低減を図ることが可能となる。費用対効果を向上させるため、平成 31 年度に整備要領に反映し、整備費低減を図る見込みである。

単位：円

区分	主推進装置 (1 艦(2 台)当たり)	水平推進装置 (1 艦(1 台)当たり)
整備見直し前	12,067,324	5,864,403
整備見直し後	10,254,232	5,060,224
低減額	△1,813,092	△804,179
低減額の計	△2,617,271	

補足：推進装置には、垂直推進装置も存在するが、垂直推進装置は、最小限行うべきシール部品交換だけ行うにしても総分解水準の分解工数を要するため、工数低減にならない。

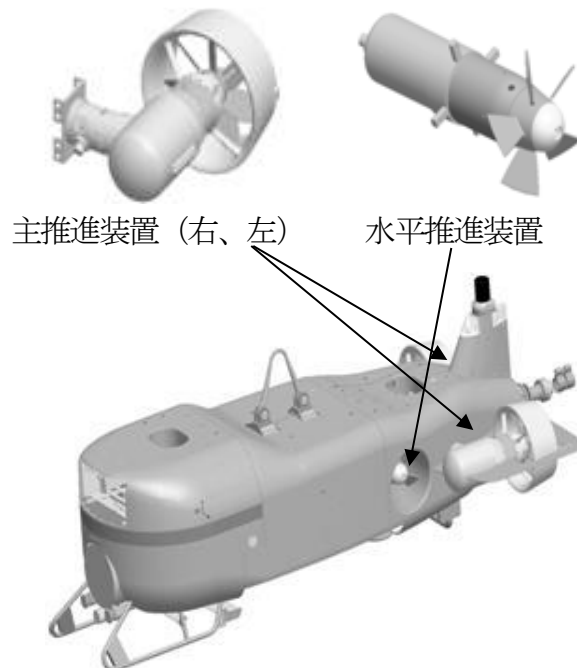


図 2 主推進装置及び水平推進装置

事業概要及び論点等について

事業名	基地防空用SAM
平成30年度 補正後予算額	39,873（千円）
事業概要	1 事業の目的 本事業は、近年の軍事技術の進歩に伴い巡航ミサイル（以下、「CM」という。）や空対地ミサイル（以下、「ASM」という。）等の質的に向上した経空脅威が顕在化するなか、航空戦力の基盤である作戦基地等に対する攻撃から基地等を直接防衛するため、CM及びASM対処能力が欠落する81式短距離地対空誘導弾に替え、基地防空用地対空誘導弾（以下、「基地防空用SAM^{*1}」という。）を取得するものである。 * 1 : Surface to Air Missile 基地防空用SAM 基地防空用SAMは、以下の4事業からなり、各事業の関連性は下図のとおりである。 (1) 基地防空用SAM等（赤枠） (2) 基地防空用SAM用車両（青枠） (3) 基地防空用SAM（演習弾）（橙枠） (4) 基地防空用SAM用整備器材等（黄枠）

また、各事業の必要性及び効果については、下表のとおり。

事業	必要性	効果
基地防空用SAM等	航空機や巡航ミサイルなどの攻撃から航空基地やレーダーサイト等の作戦基盤を防護するため、基地防空用SAM本体、実弾等を取得している。	機動展開し、作戦基盤を防護することにより、持続的な航空防衛力の発揮ができ、航空自衛隊の任務遂行が可能となる。
基地防空用SAM用車両	基地防空用SAMの製造・搭載に必要な車両を官給するため。	
基地防空用SAM (演習弾)	基地防空用SAMの実弾射撃訓練を実施するため。	任務を遂行するために必要な実弾射撃能力を向上させることができる。
基地防空用SAM用整備器材等	技術指令書及び法令等に定められた整備項目の確実な実施並びに故障時の迅速な復旧のため。	適正な整備作業が可能となるため、基地防空用SAMの健全性が確保できるほか、器材の安定的な確保が可能となる。

2 基地防空用SAMの概要

(1) 射撃構成単位

基地防空用SAMは、下記の射撃構成単位（1式）で運用される。



(2) 運用

基地防空用SAMは、作戦基地等に飛来する航空機、CM及びASMといった経空脅威を迎撃し、重要防護対象を防護する。基地防空用SAMの運用は、2個の射撃統制装置を指揮統制装置で一元的に統制し、防空戦闘を実施する。

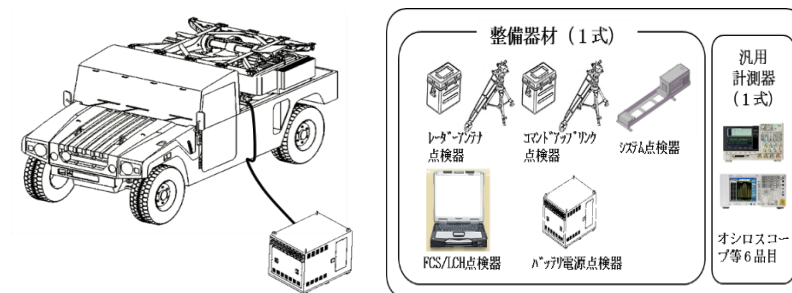
(3) 訓練

基地防空部隊は、装備品の性能を最大発揮し、任務を完遂するため、日々練成訓練を行っており、その一つとして有事において実弾射撃能力を十分に発揮するために、演習弾（データ分析用部品等を付加したもの）を用いた射撃訓練を実施している。



(4) 整備

基地防空部隊は、任務を支障なく遂行するため、運用上の要求に適合する任務可能装備品等を確保することを目的とし、整備を行っている。

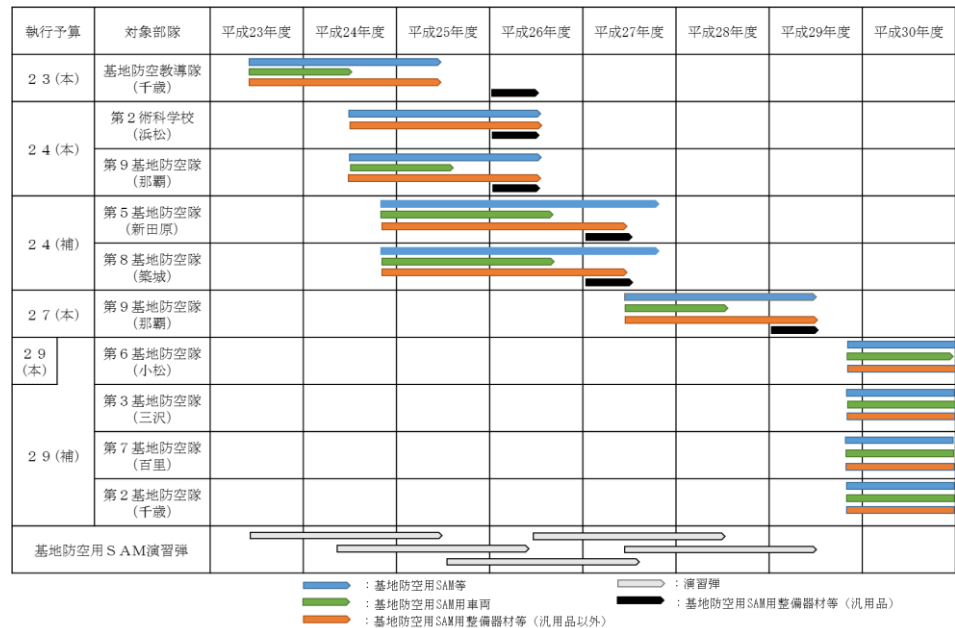


3 事業の概要

(1) 契約実績

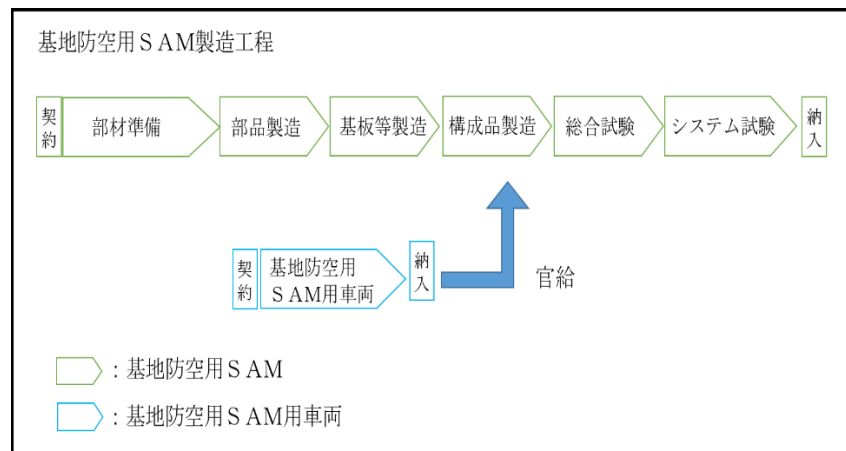
基地地防空用SAMは、下表のとおり平成26年3月の基地防空教導隊（千歳基地）への納入を皮切りに、教育部隊、南西域に配置される基地防空部隊から順に納入されている。

なお、製造は東芝インフラシステムズ（株）が担当している。



(2) 基地防空用SAM製造について

基地防空用SAMの製造は、下図のとおり基地防空用SAM等及び基地防空用SAM用車両の両事業からなる。車両納入後、本器製造契約へ官給され、組み込まれる。

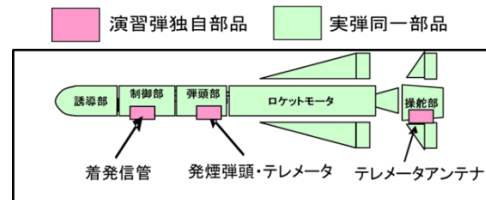


(3) 基地防空用SAM用整備器材等の製造について

基地防空用SAM用整備器材の製造は、基地防空用SAMの製造契約と同年度に契約を行い、本器納入時期に合わせて納入される。なお汎用計測器については、カタログ品となるため、本機納入年度に別途一般競争入札を行い取得している。

(4) 基地防空用SAM(演習弾)

基地防空用SAM演習弾は、本機納入部隊が納入後に射撃訓練を行うため、基本的に本機納入の次年度を目途に取得している。



選定基準

イ

長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

論 点

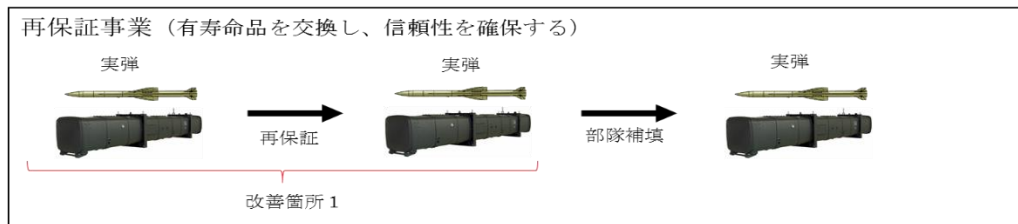
論点1 コスト削減の可能性についての検討事項について

- 基地防空用SAM等のコスト削減の可能性に関する検討事項
 - 装備品の一部が共通である陸上自衛隊11式短SAMとの共同調達によるコスト削減を図るため、陸上自衛隊と互いに取得時期及び数量等の情報を共有し、陸空双方にスケールメリットを得られるよう調達している。(執行方法)
 - 32年度予算要求においては、空自単独でもスケールメリットを大きくするため、一括調達を予定している。(執行方法)
 - 基地防空用SAMの車両部を別途一般競争入札にて調達し、本器製造へ官給を行っている。これにより、利益率を低減できるため、経費抑制が実現できるとともに、広く参入会社を募ることができる。(制度)
- 基地防空用SAM用整備器材等のコスト削減の可能性に関する検討事項
 - 基地防空用SAM用整備器材等は、81式短SAMと共通である整備器材を利活用し、取得経費の抑制を図っている。(執行方法等)
 - 計測器は、本機製造会社を通じて取得せず、汎用計測器を用いることとし、一般競争入札を行う等、調達の適正化による取得価格低減を図っている。(制度)

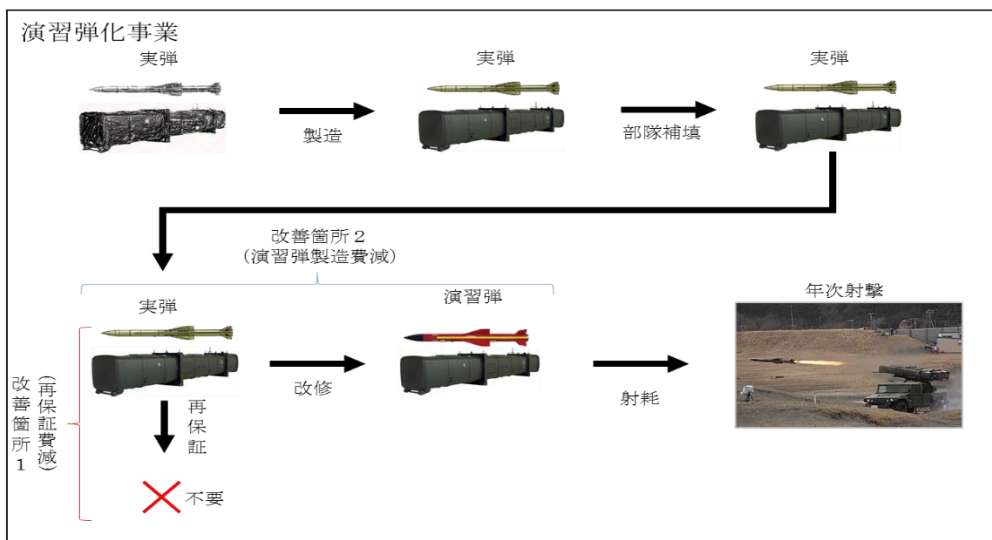
○ 基地防空用SAM（演習弾）のコスト削減の可能性に関する検討事項

- 今後は、製造年の古い実弾の演習弾化改修を行うとともに補填用実弾を取得する予定である。

事業の概要で述べたとおり、基地防空用SAM演習弾は、実弾と一部の部品を除き同じ構成品を使用している。また、実弾は、有寿命品があり期限を迎えるものから順に交換等を行って、再度品質を確保する（以下、「再保証」という。）必要がある。予定する取得要領により、演習弾の新規製造が不要となるほか、実弾の有寿命品交換所要が減り、将来の再保証事業の価格低減が図れるだけでなく、部隊は信頼性の高い新造弾を確保できる。（執行方法）



改善



論点2 次回の定期修理までの間隔の延伸に関する検討事項について。

- 定期修理実施時期を迎える基地防空用SAM（射撃統制装置及び発射装置）を工場へ搬入し、必要な分解・検査・修理等を実施することとなるが、平成26年3月に初号機が納入されており、平成36年（令和6年）に設計上の定期修理推奨時期を迎える予定である。
- 定期修理を実施するにあたり、調達の適正化による価格低減を図るため、基本的に定期修理用部品を官側が準備し、会社へ供給する。その際、必要最小限の部品しか準備しないため、部品が不足した場合に定期修理が予定時期までに完了しない可能性がある。
対応策として、定期修理用部品を会社に準備させることも可能であるが、一方で部品取得に関して、調達の適正化による価格低減等が図れないことが懸念される。
- 調達の適正化と精度の高い部品見積もりによる定期修理関連経費の低減並びに定期修理による運用中断期間の局限を図るため、作業要領及び交換部品等の検討並びに間隔延長の可否について、平成33年度（令和3年度）を目途に調査役務に係る予算要求をすることについて検討中である。（制度、執行方法）

事業概要及び論点等について

事業名	緊急射出装置用部品
平成30年度 補正後予算額	2,426,572(千円)
事業概要	1 事業の目的 本事業は、航空自衛隊の戦闘機（F-15J/DJ、F-2A/B、F-4EJ改）及び練習機（T-4）に搭載されている<u>緊急射出装置</u>や輸送機（C-1、C-2）等に搭載されている<u>エンジン消火装置</u>、早期警戒管制機（E-767）や空中給油・輸送機（KC-767）等に搭載されている<u>緊急脱出装置</u>、救難ヘリ（UH-60J）等に搭載されている<u>外装物投棄装置</u>に内蔵された<u>各種火工品</u>を定期的に交換するため、各年度で定期交換の対象となる火工品を取得するものである。各種装置には、火薬を使用した部品が使用されており、火薬は一定年数が経過すると劣化により定められた性能が発揮できなくなることから、暦日により交換することが技術指令書により定められている。 2 事業の詳細 (1) 緊急射出装置について 戦闘機及び練習機に搭載されている緊急射出装置は、操縦中に緊急事態が発生し、操縦困難な状態等に陥った際に操縦者を安全かつ迅速に機体の外へ操縦座席とともに射出し、操縦者の生命を確保するために搭載されている装置である。操縦者の操作により内蔵された火工品の力を利用して、操縦座席の射出（下図1～2）、落下傘の開傘（同3～5）、操縦者との分離（同6）及び救命ボートの展開（同7～8）等の一連の動作を自動で行うものである。 図1 緊急射出装置作動概要図

【F-15】



【緊急射出座席装置】

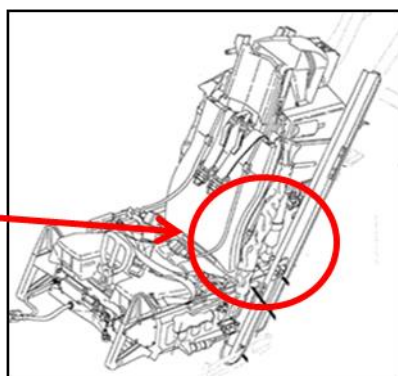


図2 F-15（戦闘機）緊急射出装置取付位置（一例）

【F-2】



【緊急射出座席装置】

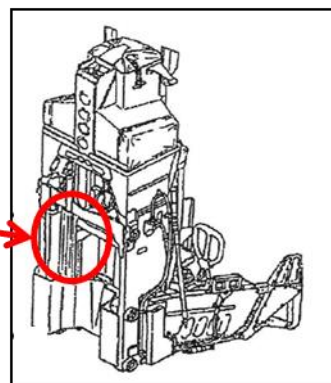


図3 F-2（戦闘機）緊急射出装置取付位置（一例）

【T-4】



【緊急脱出装置】

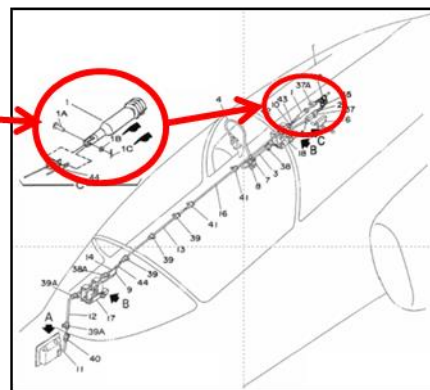


図4 T-4（練習機）緊急射出装置取付位置（一例）
(2) その他の火工品について

ア エンジン消火装置用火工品

C-1 輸送機をはじめとする航空機のエンジンには、万が一、燃料漏れや異物の吸い込み等によるエンジンの不具合に起因する火災が発生した場合、当該エンジンを消火するための装置が備えられており、この装置を作動させるため火工品が使用されている。

【C-1】

【エンジン消火】

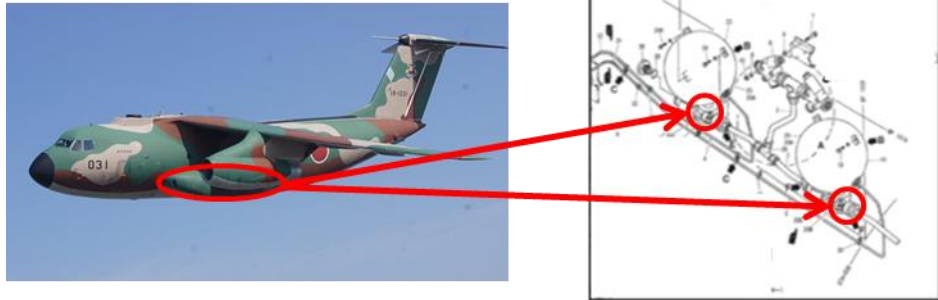


図5 C-1（輸送機）エンジン消火用部品取付位置（一例）

イ 緊急脱出装置用火工品

E-767 早期警戒管制機をはじめとする大型機には、不測事態等が発生した際に多数の搭乗者を安全かつ迅速に機外へと脱出させるため、大型の緊急脱出装置が搭載されており、この装置を展開するため火工品が使用されている。

【E-767】

【緊急脱出装置】



図6 E-767（早期警戒管制機）緊急脱出装置取付位置（一例）

ウ 外装物投棄用火工品

UH-60J 救難用ヘリには、緊急時に火薬の力を利用して外装物（燃料タンク）の投棄や救難用ホイストケーブルを切断するための装置が備えられており、この装置を作動させるため火工品が使用されている。

【UH-60J】

【外装物投棄】

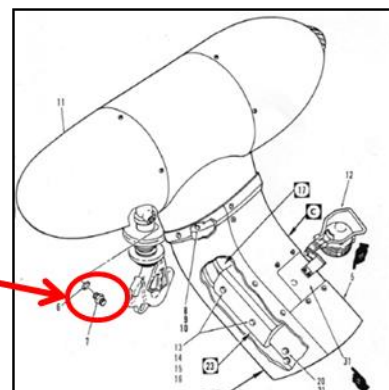


図7 UH-60J（救難ヘリ）外装物投棄用部品（一例）

（3）定期交換の必要性について

緊急射出装置等に内蔵された火工品には命数と呼ばれる使用可能期間が設定されている。命数を超過した火工品は、劣化等により正常に起爆又は燃焼等が行われず、装置が正常に作動しない恐れがあることから、定期交換時期に達した火工品は時期を失すること無く交換する必要がある。

なお、機種毎の定期交換対象の火工品の品目数は、下表のとおり。

機種等	品目
F-15	119品目
F-2	104品目
F-4	15品目
T-4練習機	49品目
輸送機等	36品目
計	323品目

表1 緊急射出装置用部品の品目数

選定基準

イ

長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

論 点

論点 1

厳しい財政状況の下、必要な在庫量を確保するための検討事項について

(説明)

- 緊急射出装置用部品について、取得単価及び調達リードタイム延伸等の状況の変化を受けた場合でも、現状に適合した効率的な取得を行い、必要な在庫量を確保するため、継続的に所要量（支援対象年度の火工品の調達数量）の積算要領の見直しを行っている。
- 直近では、平成30年度、より適切な在庫量を確保するため、所要量の積算要領のうち、安全在庫※の算定方法の抜本的見直しを行った。

※ 安全在庫：部品の製造不良、輸送中の事故又は点検作業により傷や摩耗が発見されたこと等により臨時の交換需要が発生し、計画と実際の消費量の差（以下「変動差」という。）が生じた場合にも対応できるように保有する予備在庫のこと。

- 平成29年度までは、すべての品目で安全在庫を一律10EA（式）としていたが、一律に安全在庫数を設定することは非効率であることから、平成30年度以降、より効率的、効果的な算定方法として、品目ごとに過去の消費実績を反映させ、変動差が発生した実績が多い品目に重点的に予算を充当するよう改善した。今後、本施策がコスト低減につながるか、継続的に確認していく。

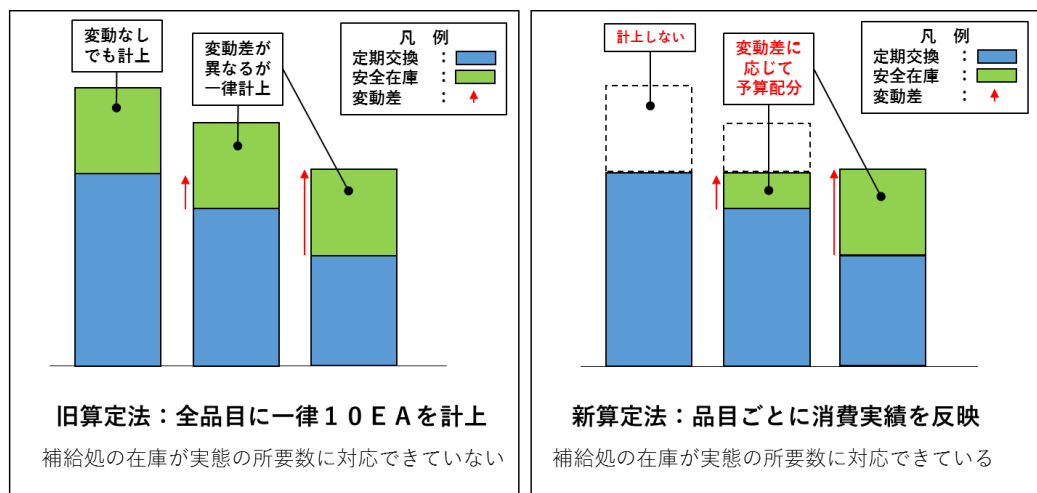


図8 旧算定法及び新算定法の比較

- なお、一部の火工品については、命数を延長し、更なる効率化を図ることが

	できないか、技術的検討を行っている。
	論点 2 緊急射出装置用部品の調達における競争性を確保するための検討事項について
	(説明) ○ 緊急射出装置用部品は、火薬を含む火工品であることから、火薬類取締法及び同法関連法令※（以下「法令」という。）による制約及び技術的な特殊性を有する。製造においては、専用設備の保有及び許可に加え、工員を育成するために多額の費用が必要となる。販売においても許可が必要になるため、新規の企業参入が難しい環境にある。その結果として、随意契約せざるを得ないものがほとんどである。一方、一部（民民間のみのライセンス契約品及び国内で開発した国産品）については、法令等に基づく許可、特殊な技術又は設備の保有等を有している者が他にないと言い切れないため、競争性を確保する観点から、公募による随意契約を取り入れ、競争性の確保に努めている。 ※ 関連法令 ・ 火薬類取締法 第3条（製造の許可）、第5条（販売の許可） ・ 同法施行規則 第2条～9条（製造）、第10条（販売）

事業概要及び論点等について

事業名	民間海上輸送力活用に係わる PFI 事業
平成 30 年度 補正後予算額	2,552,214（千円）
事業概要	1 事業の目的 背景と趣旨 島しょ侵攻対処において、大量の人員・装備品等を同時に輸送可能な海上機動展開能力の向上が不可欠である。また、緊急対応時や大規模災害時においても相当量の海上輸送力の確保が必要である。そのため、これら輸送力を自衛隊独自で確保するには、多大な財政負担が発生する。よって、民間海上輸送力を効果的かつ効率的に活用できる仕組みの導入が重要である。 定期船は、民需と競合し、必要なときに確保できるか不確実であるため、民間の資金・能力を長期安定的に最大限活用できる PFI 方式により、自衛隊が優先的に利用できる船舶を確保することが必要である。 2 事業の詳細 (1) 契約企業が船舶（2 隻）を所有・維持・管理して、平素の自衛隊訓練時や災害発生等の緊急対応時には、自衛隊に対する迅速かつ優先的な運航サービス提供態勢を維持するとともに、契約企業が運航できない場合には、自衛隊に対して船舶そのものを提供して、自衛官が乗り組んで自衛隊自ら運航する。（図 1 参照） 事業概要 ➤ 契約相手：高速マリン・トランスポート（株）※ ➤ 契 約 日：平成28年3月11日 ➤ 契約金額：約250億円（運航等の費用は含まれていない。） ➤ 事業期間：平成28年3月11日～平成37年12月31日 ➤ 事業内容：契約企業が船舶（二隻）を所有・維持・管理 ✓ <u>平素の自衛隊訓練時や災害発生等の緊急対応時</u> 自衛隊に対する迅速かつ優先的な運航サービス提供態勢の維持 （運航の都度、別途、役務契約を締結し、運航等の費用を支払） ✓ <u>事業者が運航できない場合</u> 自衛隊に対して船舶そのものを提供 →自衛官が乗り組んで自衛隊自ら運航 ※ 企業連合体「双日(株)、日本通運(株)、リベラ(株)、津軽海峡フェリー(株)、東洋マリンサービス(株)、新日本海フェリー(株)、ジャパン・マリタイム・トランスポート(株)、ゆたか SHIPPING(株)」8 社が本事業の実施のために出資し、新たに設立した特別目的会社（S P C：Special Purpose Company） 図 1 - 事業概要

(2) 事業のスキーム

防衛省は高速マリン・トランスポート(株) (以下 SPC という。) と事業契約を締結しており、SPC は目的に応じて各社と業務委託をしている。(事業のスキームと SPC が保有している船舶2隻の諸元は図2・表1のとおり。)

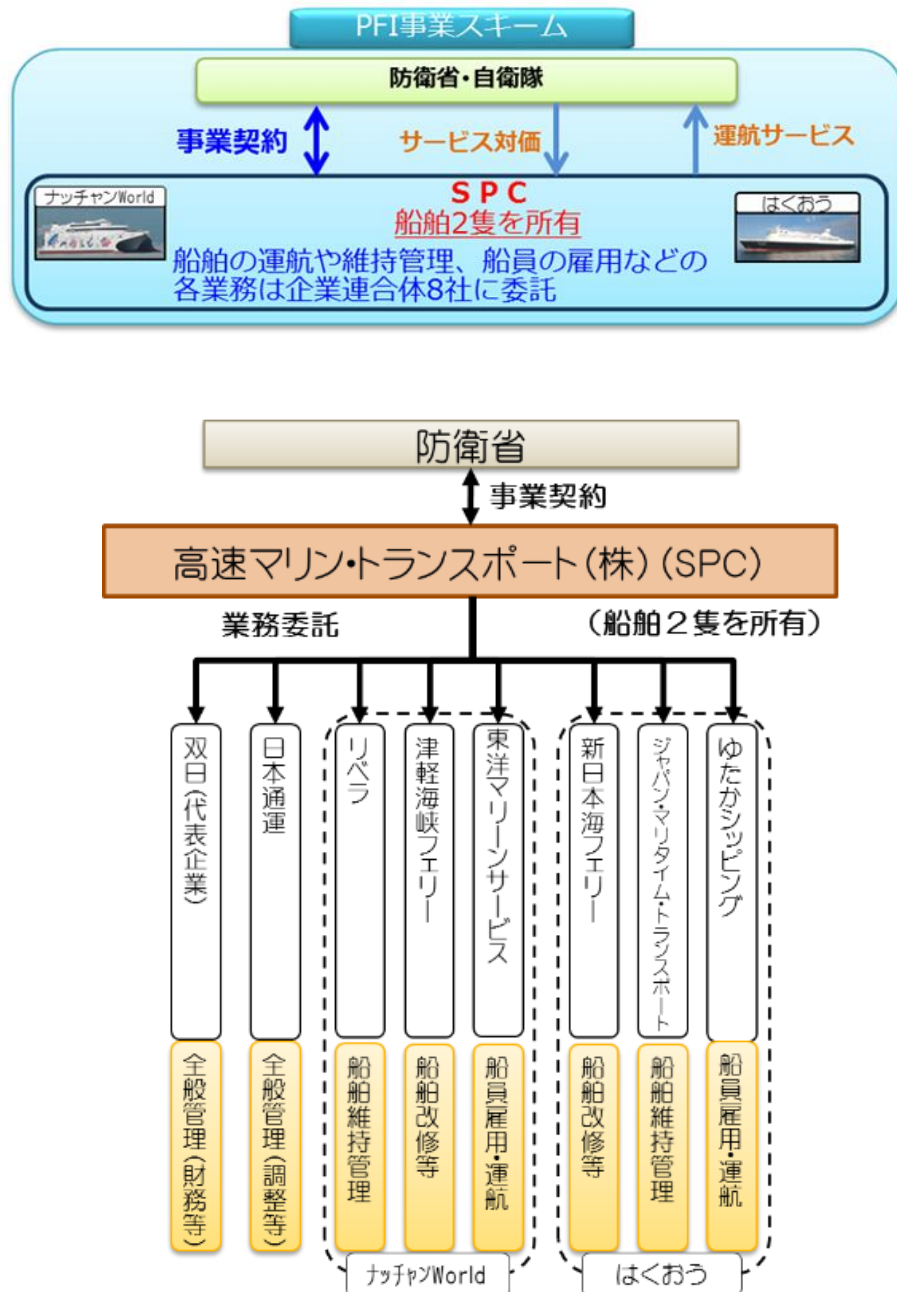


図2 事業スキーム

表1 SPCが保有している船舶2隻の諸元

区 分	ナッチャン World	はくおう
外 観		
竣 工	2008年	1996年
船 型	双胴型高速船、アルミ軽合金製	全通船楼中央機関型
総トン数	約10,500t	約17,400t
全長	約113m	約199m
全幅	約30m	約25m
満載喫水	3.8m	7.45m
機関等	ディーゼルエンジン4基 9,000KW×4 (ウォータージェット推進器 ×4基)	23,830KW×2 (可変ピッチプロペラ)
標準 航行 速度	30ノット (約55km/h)	22ノット (約41km/h)
最大 積載量	旅客：508名 車両：普通自動車110台 ＋大型車50台	旅客：507名 車両：大型車約200台
改修期間	平成28年4月1日 ～平成28年9月30日	平成28年12月11日 ～平成29年3月31日

(3) 本事業と本事業に付帯する事業について

輸送実績は表2のとおりである。年々利用頻度が増加しており、部隊輸送だけでなく、西日本豪雨や北海道胆振東部地震に対する物資、部隊輸送にも利用している。

防衛省が実施する民間船舶の運航・管理事業においては、本事業に付帯する事業として、防衛省・自衛隊が求める輸送の実施を妨げない等一定の範囲内において、事業者は当該船舶をその他の用途に活用することができる。(表3参照)

表2 輸送実績

使用実績(ナッチャンWorld)		
件 名	内 容	
28年度	協同転地訓練に伴う部隊の輸送	10/27～29に苫小牧港～大分港、11/12～14に大分港～苫小牧港まで陸自の部隊を輸送(人員126名、車両57両)
29年度	長距離機動訓練に伴う部隊の輸送	6/29に苫小牧港～釧路港までの陸自の部隊を輸送(人員105名、車両41両)
	協同転地訓練に伴う部隊の輸送	11/1～4に苫小牧港～大分港、11/12～14に大分港～苫小牧港まで陸自の部隊を輸送(人員294名、車両81両)
30年度	平成30年7月豪雨に対する部隊派遣に伴う部隊輸送	7/13～7/15に苫小牧港～三田尻中間港(山口)まで陸自の部隊(13旅団)を輸送
	平成30年北海道胆振東部地震に対する物資輸送	9/7～9/8に仙台塩釜～苫小牧西港まで基地局、電源車10両、タンクローリー4両、発電機車6両を輸送
	平成30年北海道胆振東部地震に対する部隊派遣に伴う部隊輸送	9/16～9/17に苫小牧東港～仙台塩釜港まで陸自の部隊(10施設群)を輸送
	長距離機動訓練に伴う部隊の輸送	9/25に苫小牧港～釧路港までの陸自の部隊(7師団)を輸送(人員85名、車両34両)
	協同転地訓練に伴う部隊の輸送	11/5～11/8に函館港～大分港(人員92名、車両39両)、11/9～11/12に大分港～苫小牧港まで陸自の部隊(2師団)を輸送(人員242名、車両70両)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

論 点

論点 1

一般競争入札において一者応札となったのはなぜか。

(説明)

- 本案件が、一者応札となり、複数グループが参入しなかった背景としては、一般的な PFI 事業とは異なるということで、事業リスクが読み切れなく収益確保が見込めないと考えた事業者が存在した可能性があることが考えられる。
- 具体的には、緊急出動等に対する懸念や民間が負担するリスクに応じて、金融機関の借入金貸付条件も異なってくることへの懸念等の事業リスクを読み切れない事業者が存在した可能性があると考えられる。
- その結果、船舶分野初の PFI 事業に参画するために必要なコンソーシアムの編成が最終的に難しかったことが考えられる。
- 公告期間の妥当性として、平成 27 年 9 月 18 日に公告を掲示して、入札日は同年 11 月 30 日である。公告期間は 2 ヶ月以上 (73 日) 確保しているため、周知期間としては妥当と考える。また、本件は事業規模が大きいため、応札会社との齟齬をなくするため、入札説明会を同年 9 月 28 日に実施している。
- 一者応札となったものの、公募プロセスは参考資料 1 のように実施方針公表から約 1 年をかけ丁寧な選定手続きを経た上で事業者選定を行っており、応札自体は妥当なものであったと考えられる。

参考資料 1 公募プロセス

28.5.31
民間船舶の運航・管理事業に関する客観的評価の公表について
有識者等委員会 議事録
28.3.15
民間船舶の運航・管理事業に関する事業契約内容の公表について
27.11.20
民間船舶の運航・管理事業に関する入札説明書、同添付資料の訂正表
27.10.21
民間船舶の運航・管理事業に関する入札説明書への質問に対する回答
27.10.1
民間船舶の運航・管理事業に関する訂正公告及び入札説明書、同添付資料の訂正表
27.9.25
民間船舶の運航・管理事業に関する入札価格の算定に係る基準金利について
27.9.18
民間船舶の運航・管理事業に関する入札公告
27.9.11
民間船舶の運航・管理事業に関する特定事業の選定
27.9.8
民間船舶の運航・管理事業に関する実施方針への再質問に対する回答
27.7.31
民間船舶の運航・管理事業に関する実施方針への質問に対する回答
27.6.26
民間船舶の運航・管理事業に関する実施方針

論点 2

PFI 方式を採用しているが、従来方式と比較しコストの妥当性はあるのか。

(説明)

- 本事業を検討する際、従来方式だと対象事業期間全体で約 205.2 億円のコストがかかるとの試算結果（但し、現在価値換算後の金額（※）である。以下同様）に対し、PFI 方式を採用すると約 195.7 億円で済むとの試算結果が得られた。（約 9.4 億円（約 4.6%）コスト削減）（参考資料 2 参照）
- 要因としては、船舶調達では PFI 方式のほうが、一括支払いではなく年払いによる繰延効果による減額が見込まれ、人件費・維持管理費についても民間ベースでの人件費、船舶点検項目の違い等による費用削減等が挙げられる。
- そこで、民間船舶の運航・管理事業に関する特定事業選定を公表し（平成 27 年 9 月 11 日）、民間の資金、経営能力、海上輸送に関する技術的知見を最大限活用できる PFI 方式を正式に採用し、公募手続きを進めることとした。
- 最終落札業者決定後、最終的な金額を確定計算したところ、従来方式では、約 200.6 億円のコストがかかるとの算定に対し、落札事業者は 188.5 億円のコストを提示し（約 12.1 億円（約 6.1%）コスト削減）、特定事業選定時点での想定よりさらに 2.6 億円のコスト削減につながる結果となっている。（参考資料 2 参照）。
- これは、国がサービスを直接提供するよりも、民間に委ねたほうが効率的であることを示しており、選定時の有識者等委員会においてもコスト削減効果を確認している。
- 当該結果は、民間船舶の運航・管理事業に関する客観的な評価の公表（平成 28 年 5 月 31 日）にも記載している。
- 以上より、PFI 方式を採用することで、従来方式と比較しコストの妥当性はあると考えられる。

（※）現在価値換算額とは、各年度の費用支出額を一定の割引率で現在価値に割引計算して算定される金額をいう。計算方法等は以下の通り。

割引率

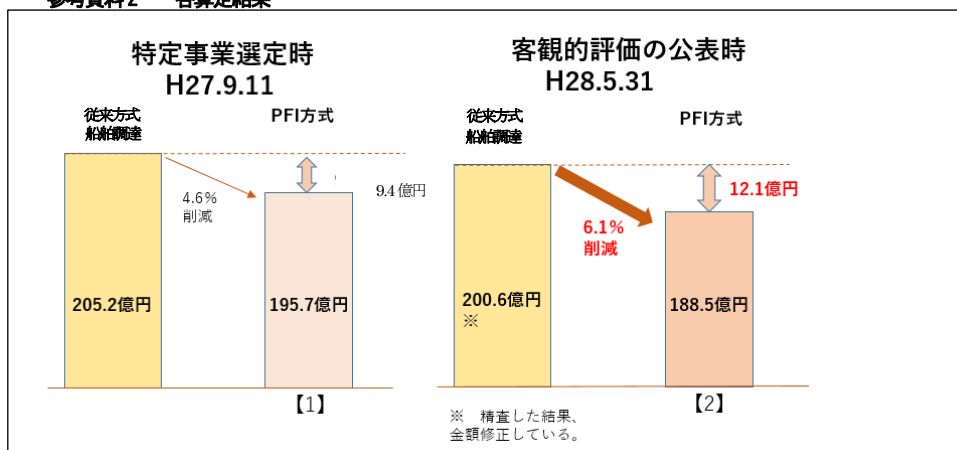
割引率とは、将来の価値を現在の価値に直すために用いる率のこと。支出または歳出する時点が異なる金額についてこれらと比較するために用いる。

現在価値換算の計算方法

割引率を $r\%$ （年率）とした場合、基準年の n 年先の X 円を現在価値化（ Y 円）するためには、以下の式から算出する。

$$Y = X \div (1 + r/100)^n$$

参考資料2 各算定結果



論点3

事業開始からの運航実績を考えると、本事業の必要性は妥当か。

(説明)

- 本事業の背景として有事における大量の人員・装備品等を同時に輸送可能な海上機動展開能力の向上や緊急対応時・大規模災害時における海上輸送力の確保がある。
- 具体的には、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、輸送所要に合致した民間フェリーの調達・維持管理・運航、船員の確保等を一元的に行い、災害時、緊急時等における機動的な展開能力を常時確保することを目的としている。
- また、国は、輸送通知を事業者に発出してから遅くとも72時間で、本事業船舶が係留施設（待機時に本事業船舶を係留する港湾等をいう。）から出港されていることを事業者を求めるものとしている。
- これらの所要の目的を達成するには多大なコストを要するとともに、定期船での代用では、72時間以内での運航制約が生じることから、柔軟な運用面で実効性に欠ける。
- そこで、民間の資金、経営能力、船舶・海上輸送に関する技術的知見を最大限に活用しつつ、リスク管理の最適化を図り、自衛隊が優先的に利用できる船舶を確保し、民間海上輸送力を効果的かつ効率的に活用できる仕組みとして PFI 方式が採用された経緯がある。
- また、輸送運航実績は「事業概要 2. 事業の詳細 (3) 本事業と本事業に付帯する事業について」にて示したとおりであるが、運航実績件数、輸送人員等増加傾向にある。
- さらに、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震において、本事業で契約している船舶「はくおう」を活用した入浴支援等を実施しており、いずれの支援においても、御利用されたほぼ全ての方々から、概ね満足をいただいたとの声をいただいております、今後も同船舶の活用が期待されている。

- そこで、「中期防衛力整備計画について」（平成 30 年 12 月 18 日国家安全保障会議決定及び閣議決定）においても、「Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 1 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項（2）従来の領域における能力の強化（エ）機動・展開能力」の項目にて、本事業の必要性について再認識されているところである。（参考資料 3 参照）
- 以上を総合的に勘案すると、本事業の必要性は妥当であり、引き続き事業を継続していくことが必要と考えられる。

参考資料 3 「中期防衛力整備計画について」より抜該当部分抜粋

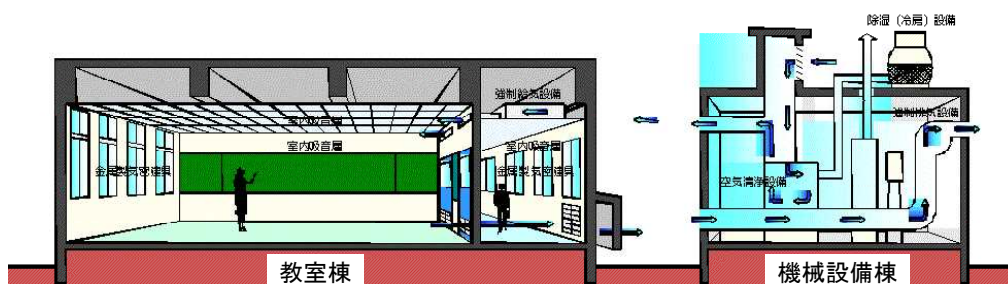
島嶼部^{しよ}への輸送機能を強化するため、中型級船舶（LSV）及び小型級船舶（LCU）を新たに導入するとともに、今後の水陸両用作戦等の円滑な実施に必要な新たな艦艇の在り方について検討する。また、民間事業者の資金や知見を活用した船舶については、災害派遣や部隊輸送等に効果的に用いられている現状も踏まえ、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、引き続き、積極的に活用しつつ、更なる拡大について検討する。

事業概要及び論点等について

担当課：防音対策課

事業名	騒音防止事業（一般防音）	
平成30年度 補正後予算額	(千円) 11,203,562	
事業概要	1. 騒音防止事業（一般防音）は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第3条第2項の規定に基づき、自衛隊等の航空機の離陸・着陸等のひん繁な実施により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、地方公共団体その他の者（以下「地方公共団体等」という。）が必要な工事（以下「防音工事」という。）を行うときに予算の範囲内において補助金を交付する事業。 2. 防音工事の主な内容は、防音サッシ等による遮音、内装材による吸音、遮音のためサッシ等の開口部を閉めた状態で使用することとなるため室内環境を良好に保持するために必要な空気調和設備の整備。	
選定基準	ア	事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
論点	【はじめに】 （1）騒音防止事業（一般防音）は、自衛隊等の航空機の離陸・着陸等のひん繁な実施により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、地方公共団体等が防音工事を行うときに助成することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するものである。 （2）騒音防止事業（一般防音）の補助対象施設については、国民の生活の基本である教育のための施設及び病弱者の健康回復のための施設のように、特に静穏を必要とする施設としており、①学校、②病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）及び③学校、病院等に類する施設と規定している。 〈主な工事内容〉 ・遮音（防音サッシ等の設置） ・吸音（内装材の設置） ・空気調和設備（換気設備、温度保持設備、除湿設備） ※ ①既存の施設を防音施設に模様替えする工事、②施設の新築又は増築等の工事に併せて行う防音工事を実施 防音工事実施後、経年により、防音サッシ、内装材及び空気調和設備の防音機能等が低下したもの等については、復旧工事（取替等）を実施	

論 点



〈防音工事の種別〉

屋外の騒音状況に応じ、1～4級工事に区分

音響を防止し、又は軽減する量

- ・ 1級工事：35デシベル以上
- ・ 2級工事：30デシベル以上35デシベル未満
- ・ 3級工事：25デシベル以上30デシベル未満
- ・ 4級工事：20デシベル以上25デシベル未満

〈補助割合〉

- ・ 5／10～10／10（対象施設、工事種別、工事内容により異なる）

（3）防音工事を実施する地方公共団体等の計画に合わせ補助金の交付を行っているが、騒音防止事業（一般防音）の効率的な予算の執行の観点から、以下の点について論じるものである。

【論点】

防音工事におけるコスト削減に対する取組について
（平成26年度公開プロセス評価結果を踏まえた取組のフォローアップ）

【説明】

（1）コスト削減に対する取組

平成26年度行政事業レビュー（公開プロセス）において、事業内容の一部改善との評価結果が示されたことを受け、評価者からの「施策全体としてコストダウンを図るために仕様書の作成や予定価格算定にあたっての手引書を示すほか、コストを圧縮するためのポイントを例示してはどうか」とのコメントを踏まえ、防衛省では、平成27年3月に各地方防衛局でのこれまでのコスト削減に対する取組事例を挙げ、その概要、効果、削減額（従来と比較できるもの）及び留意点をまとめた「騒音防止事業に係る経済性を考慮した計画・工法集（以下「計画・工法集」という。）」を作成し、各地方防衛局において地方公共団体等へ周知するなど、コスト削減に努めているところである。

また、平成28年3月には計画・工法集を一部改正し、内容の充実に努めているところであり、今後も引き続き、地方公共団体等のニーズを踏まえ、且つ自主性を尊重しつつ、コスト削減に努めていく考え。

(計画・工法集 一部抜粋)

騒音防止事業に係る 経済性を考慮した計画・工法集

平成27年3月
一部改正 平成28年3月
地方協力局防音対策課

概 要

騒音防止事業（一般防音）は平成26年度行政事業レビュー（公開プロセス）において、事業内容の一部改善との評価結果でした。

評価者からの「施策全体としてコストダウンを図るために仕様書の作成や予定価格算定にあたっての手引書を示すほか、コストを圧縮するためのポイントを例示してはどうか」とのコメントを踏まえ、「騒音防止事業に係る経済性を考慮した計画・工法集」を作成したものです。

本計画・工法集では、各地方防衛局でのこれまでの事例を挙げ、その概要、効果、削減額（従来と比較できるもの）及び留意点をまとめたものです。

今後も新たな事例を追加していく予定です。

なお、評価者からの「補助を受ける側にとって利用しやすい制度となる様、自主性を尊重する必要がある。」とのコメントを踏まえ、自主性を尊重すること、また本計画・工法集に示されている事例は個々の事案において様々な条件の下で実施されたものであるため、必ずしも全ての事案に適用するものではありません。

(2) 計画・工法集において示したコスト削減事例

I 計画

- 1 設計の一本化
- 2 合算による諸経费率の節減
- 3 仮設校舎を不設置
- 4 特別教室等の共同利用
- 5 建物の集約化
- 6 仮設校舎面積の軽減化
- 7 監督員事務所設置費用の削減
- 8 仮設プレハブ校舎の経費削減
- 9 複合施設の採用
- 10 既存施設の有効利用
- 11 空調方式変更に伴う施工箇所の精査
- 12 現場発生残土の有効利用

II 工法

- 1 断熱材型枠併用材の採用
- 2 砕石ピットの採用

(3) 計画・工法集を適用した主なコスト削減事例

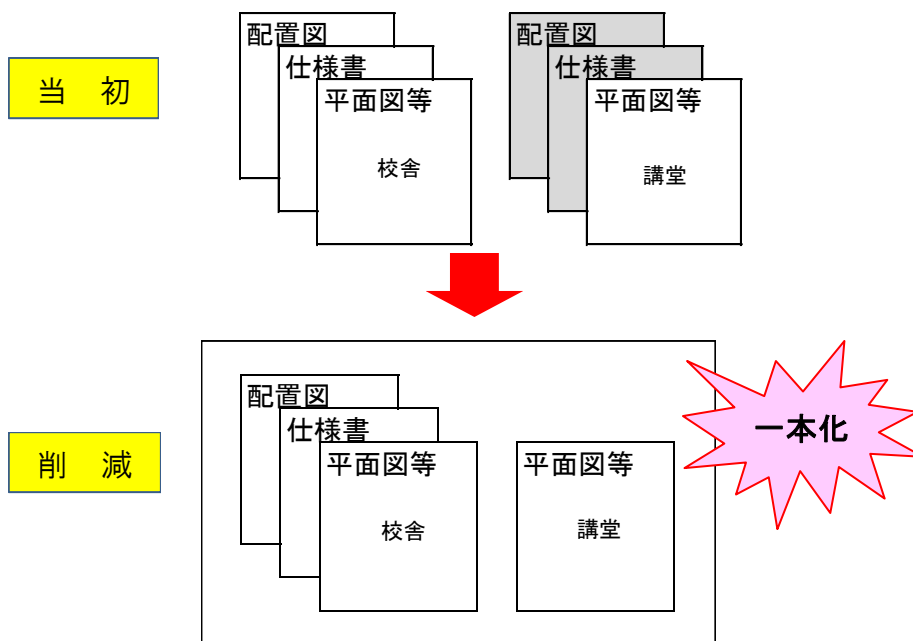
適用事例① 設計の一本化（計画・工法集 I - 1）

事案名： 中学校校舎・講堂（平成30年度）

概要： 複数の建物が所在している場合に、設計をまとめて契約

効果： 建物ごとに契約を分けると、重複して作製することになる
仕様書等が不要となり、事業費が削減

削減額： 設計費を約9百万円から約7百万円に削減

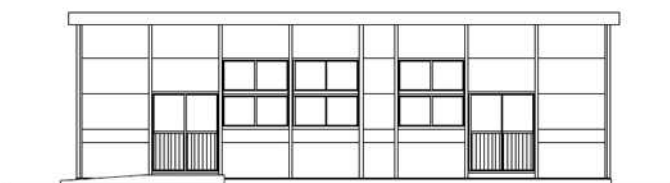


論 点

適用事例② 仮設園舎を不設置（計画・工法集Ⅰ－３）

事案名： 幼稚園（平成２９年度）
 概要： 防音工事実施期間中、利用園児を他の町立幼稚園で保育
 効果： 仮設園舎を設置しないことにより、工事費を削減
 削減額： 仮設費用を約１９百万円から０円に削減

当 初



仮設園舎（プレハブ）



削 減



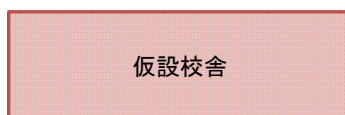
適用事例③ 仮設校舎面積の軽減化（計画・工法集Ⅰ－６）

事案名： 小学校（平成２９年度）
 概要： 工期を２期に分けることによって、仮設校舎の建築面積を約半分に削減
 効果： 仮設校舎建設費及び解体費のコスト削減
 削減額： 仮設費用を約１８５百万円から約１１７百万円に削減

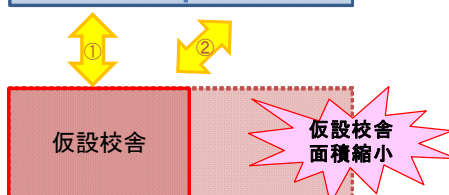
当 初



仮設



削 減



関 連 条 文

・ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和４９年法律第１０１号）（抄）

第３条（障害防止工事の助成）（略）

２ 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所
- 三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

・ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和４９年政令第２２８号）（抄）

第７条（防音工事の対象となる施設）

法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校
- 二 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項に規定する保健所
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設
- 四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者福祉センター
- 五 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設
- 六 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター
- 七 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター
- 八 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校
- 九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- 十 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第十二条の表十三の項において「幼保連携型認定こども園」という。）

事業概要及び論点等について

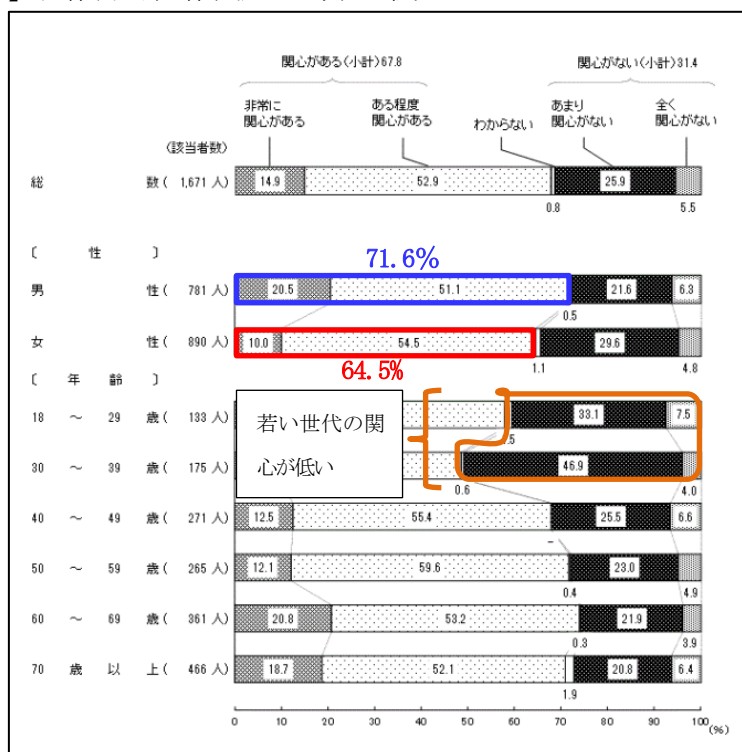
事業名	印刷物広報	
平成30年度 補正後予算額	138,979(千円)	
事業概要	○事業の目的 わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものである。南スーダン国際平和協力業務(PKO)やソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動、災害派遣など、国内外における活動の広がりに伴い、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、平素から防衛政策や活動内容を積極的に広報する必要があるとの認識のもと、防衛白書やパンフレットといった様々な印刷物を活用した広報活動を実施している。 ○事業の概要 災害派遣、海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精強性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただくことが必要である。 このため、様々な印刷物媒体を活用した広報活動を実施し、例えば、毎年防衛白書を刊行し、また、特に重要な防衛政策についてわかりやすく説明するパンフレット等を作成している。	
選定基準	オ	その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

論 点	論点 1 一般競争入札の結果、一者応札案件があるが競争性は確保されているのか。 ○ 防衛省の印刷物広報業務は、経費削減の観点から主に一般競争による入札を実施しています。調達にあたり、市場価格調査による複数社の参考見積を聴取した上で、公告期間を十分に確保すると共に事業の競争性を確認し調達を行っている。 ○ 一部の一般競争入札案件において、一者応札となった契約がありますが、一般競争入札の公告期間は約3週間確保されており、周知期間としては妥当であると考えている。 ○ 今般、一者応札となった要因としては、防衛省への納入数が多いため履行が困難であるということから競争に参加することが出来なかったことと考えられる。 ○ 一者応札となったものの、入札までの手続きには相当期間を公告した上で実施されていることから、応札自体は妥当なものであったと考えられる。 論点 2 刊行物の配布先及び所要数を見直しているのか。 ○ 防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の御理解と御支持があって初めて成り立つもののため、防衛省としては、分かり易い広報活動を積極的に行い、国民の信頼と協力を得ていくことが重要である。 ○ 先般、内閣府が実施した自衛隊・防衛問題に関する世論調査の結果によると、自衛隊や防衛問題に対する国民の関心は深まっているところであるが、<u>若年層や女性からの関心が低い傾向にあることが判明しており、若年層や女性を対象とした広報について特に留意</u>している。 ○ 具体的には、平成16年より、日本の防衛政策や自衛隊の活動等について、若年層を対象に受け入れ易い媒体である漫画を活用することで、防衛省・自衛隊に対する近親感及び防衛施策等に対する関心の喚起と理解の増進に努めてきた。 ○ 平成30年度に実施した防衛モニターの定期報告では、「まんがで読む防衛白書」の有効性については「有効である」との回答が89.6%となっていることから、当該事業は有効と考えている。 ○ また、一般人を対象とした意識調査（インターネット）においても、「まんがで読む防衛白書」有効性については9割を超えていることから当該事業は有効と考えているが、当該事業に対する認知度が1.2%と低くなっていることが問題であり、より幅広い方々に見て頂くことが今後の課題である。なお、配布先は学生が主に勉強等で利用する国公立図書館や日
------------	---

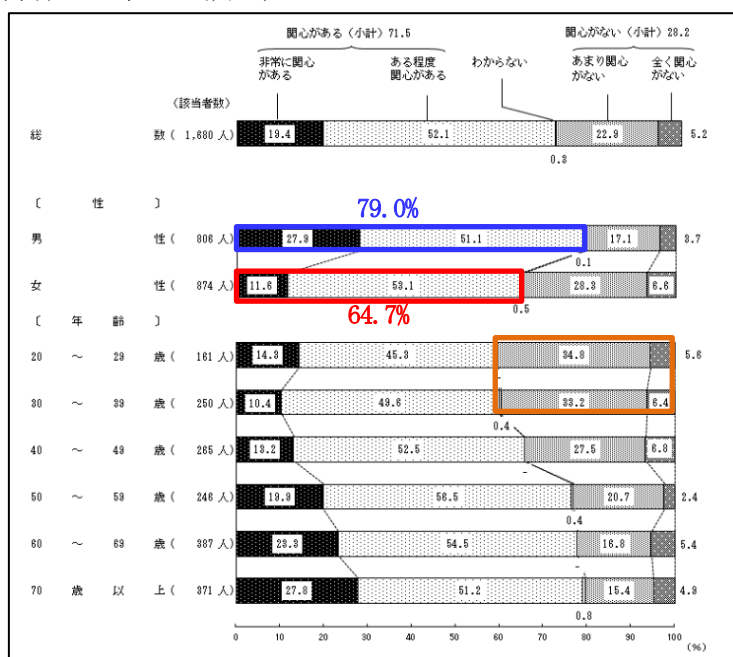
	ごろから地域と密接な関係を持ち国民と接する機会の多い地方協力本部等に配布している。 ○ 「まんがで読む防衛白書」については、防衛省の活動を理解するための有効性が確認されているが、費用の観点から制作部数について制限を受け、結果として学校には送付出来ていないのが現状である。 ○ 今後更に防衛省・自衛隊の活動への協力を得るためには、限られた予算の中で、どのような内容をどのツールで発信するのが最も効果的かを調査検討した上で、選択と集中をし、戦略的に情報を発信していく必要があると考える。 【平成30年度防衛モニター定期報告】 1 防衛モニター定期報告の概要 調査時期：平成30年12月～平成31年2月（3か月間） 調査対象：防衛モニター 489人（回答：461人） 2 調査結果 ○ <u>防衛省・自衛隊に対する理解を深める上で「まんがで読む白書」の有効性</u> <u>【「有効である」が増加】</u> <u>・有効である 89.6%（前回調査：88.7%、+0.9%）</u> ・有効でない 3.3%（前回調査：4.2%、-0.9%） ・わからない 7.2%（前回調査：6.1%、+1.1%） 【平成30年度防衛省・自衛隊の広報に関する意識調査】 1 防衛省・自衛隊の広報に関する意識調査の概要 調査時期：平成31年1月（6日間） 調査対象：5000人（インターネット調査モニター） 2 調査結果 ○ <u>防衛省・自衛隊の広報の認知度・関心度</u> まんがで読む防衛白書を見たことがある 1.2%（前回調査1.0%、+0.2%） ○ <u>防衛省・自衛隊に対する理解を深める上で「まんがで読む白書」の有効性</u> <u>【「有効である」が増加】</u> <u>・有効である 90.3%（前回調査：87.8%、+2.5%）</u> ・有効でない 8.1%（前回調査：2.0%、+6.1%） ・わからない 1.6%（前回調査：10.2%、-8.6%）
--	---

(参考資料) 自衛隊・防衛問題に関する世論調査 (平成 30 年 1 月調査)

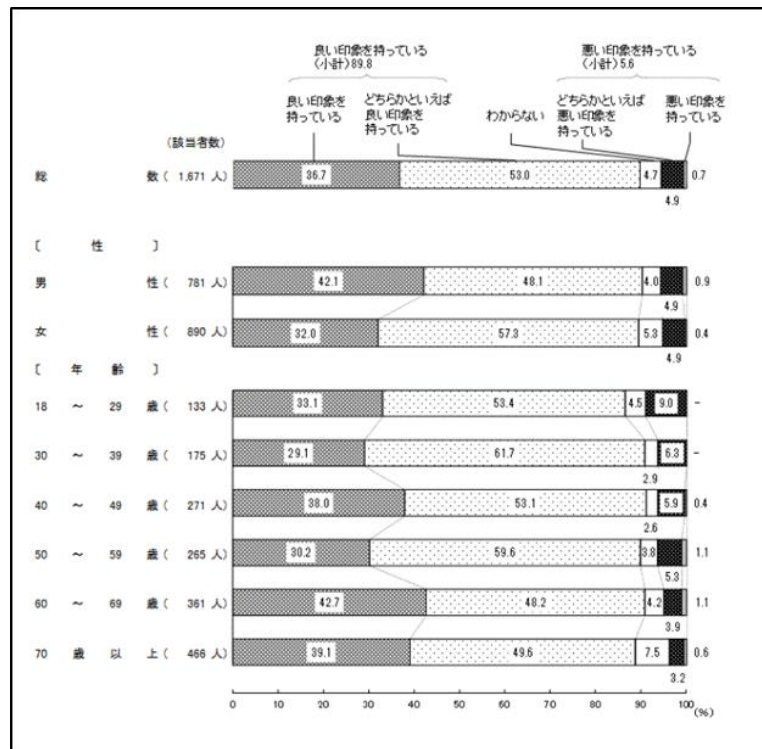
【表 1】自衛隊や防衛問題に対する関心



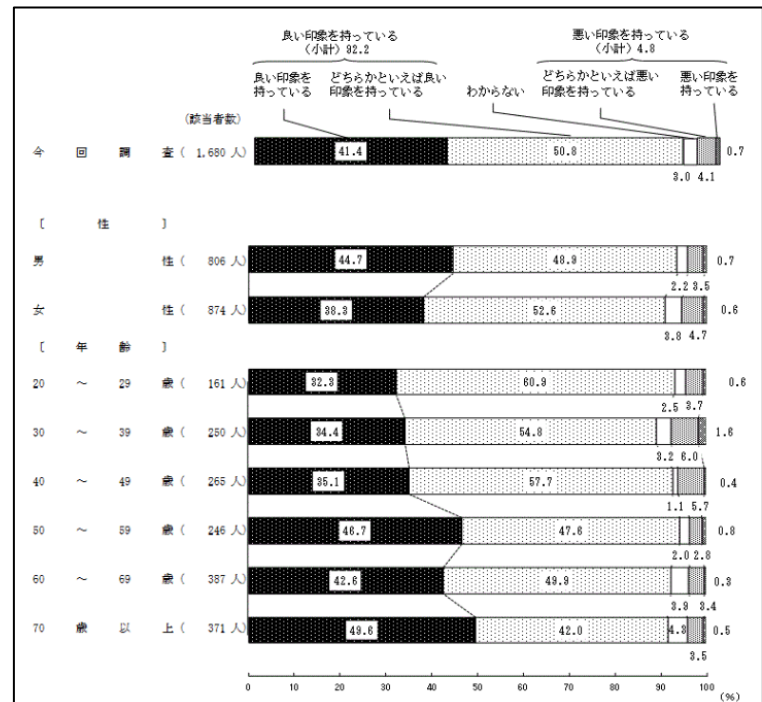
(平成 27 年 1 月調査)



【表2】 自衛隊に対する印象



(平成27年1月調査)



レビューシート

平成30年度行政事業レビューシート (防衛省)

事業名	機雷処分具等の整備等			担当部局庁	防衛装備庁			作成責任者		
事業開始年度	平成12年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	事業監理官(艦船担当)			事業監理官 加藤 隆広		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	防衛省設置法第4条第1項第13号			関係する 計画、通知等	平成26年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定・閣議決定)					
主要政策・施策	海洋政策			主要経費	防衛関係					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	掃海艦艇に装備されている機雷処分具等の性能を維持し、機雷掃海等の能力維持を図る。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	機雷処分具等は、搭載艦艇の定期検査時に陸揚げし、組部品を使用して、オーバーホールを実施する。定期検査の工期内(約4か月)にオーバーホールが困難な部品については、事前に整備した陸上在庫品である組部品と換装することで対応している。撤去した組部品はオーバーホールを実施することで他艦艇の定期検査における換装用組部品として使用する。									
実施方法	直接実施									
予算額・執行額 (単位:百万円)			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	774	591	672	849	732			
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計		774	591	672	849	732			
	執行額		1,221	513	548					
	執行率(%)		158%	87%	82%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		158%	87%	82%					
平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由						
	武器修理費	849	732	オーバーホール数量等の変動に伴う減						
	-	-	-							
	-	-	-							
	-	-	-							
	計	849	732							
	成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
掃海艦艇の機雷処分具(S-7)のオーバーホールによる機雷掃海能力の維持		機雷処分具(S-7)搭載 就役隻数	成果実績	艇	5	2	0	-	2	
			目標値	艇	5	2	0	-	2	
			達成度	%	100	100	-	-	100	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	補給本部業務計画									
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 31 年度	目標最終年度 43 年度	
	掃海艦艇の機雷処分具(PAP)のオーバーホールによる機雷掃海能力の維持	機雷処分具(PAP)搭載 就役隻数	成果実績	艇	12	12	12	-	-	
			目標値	艇	12	12	12	12	1	
			達成度	%	100	100	100	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	補給本部業務計画									

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 31 年度	目標最終年度 46 年度
	掃海艦艇の機雷処分具(S-10)のオーバーホールによる機雷掃海能力の維持	機雷処分具(S-10)搭載就役隻数	成果実績	艇	6	6	6	-	-
			目標値	艇	6	6	6	6	3
			達成度	%	100	100	100	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	補給本部業務計画								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 31 年度	目標最終年度 - 年度
	掃海艦艇の機雷処分具の改修用部品調達による機雷掃海能力の維持	機雷処分具搭載就役隻数	成果実績	艇	25	23	22	-	-
			目標値	艇	25	23	22	18	-
			達成度	%	100	100	100	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	補給本部業務計画								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 31 年度	目標最終年度 - 年度
	掃海艦艇の機雷処分具の改修による機雷掃海能力の維持	機雷処分具搭載就役隻数	成果実績	艇	25	23	22	-	-
			目標値	艇	25	23	22	18	-
			達成度	%	100	100	100	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	補給本部業務計画								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込
	機雷処分具(PAP)組部品のオーバーホールに係る契約件数	活動実績	件	4	10	6	-	-	
		当初見込み	件	4	10	6	14	10	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込
	機雷処分具(PAP)ソーナー関連機器調達に係る契約件数	活動実績	件	0	0	0	-	-	
		当初見込み	件	0	0	0	1	0	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込
	機雷処分具(S-10)組部品のオーバーホールに係る契約件数	活動実績	件	0	2	4	-	-	
		当初見込み	件	0	2	4	2	1	
単位当たり コスト	算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	
	機雷処分具(PAP)組部品のオーバーホール 執行額／契約件数 (百万円)(X)／(件)(Y)	単位当たり コスト	百万円／件	27	28.6	28.6	34.9		
		計算式	(X)／(Y)	108/4	286/10	172/6	489/14		
単位当たり コスト	算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	
	機雷処分具(PAP)ソーナー関連機器調達 執行額／契約件数 (百万円)(X)／(件)(Y)	単位当たり コスト	百万円／件	0	0	0	674		
		計算式	(X)／(Y)	0	0	0	674/1		
単位当たり コスト	算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	
	機雷処分具(S-10)組部品のオーバーホール 執行額／契約件数 (百万円)(X)／(件)(Y)	単位当たり コスト	百万円／件	0	94.5	50.8	56		
		計算式	(X)／(Y)	0	189/2	204/4	112/2		

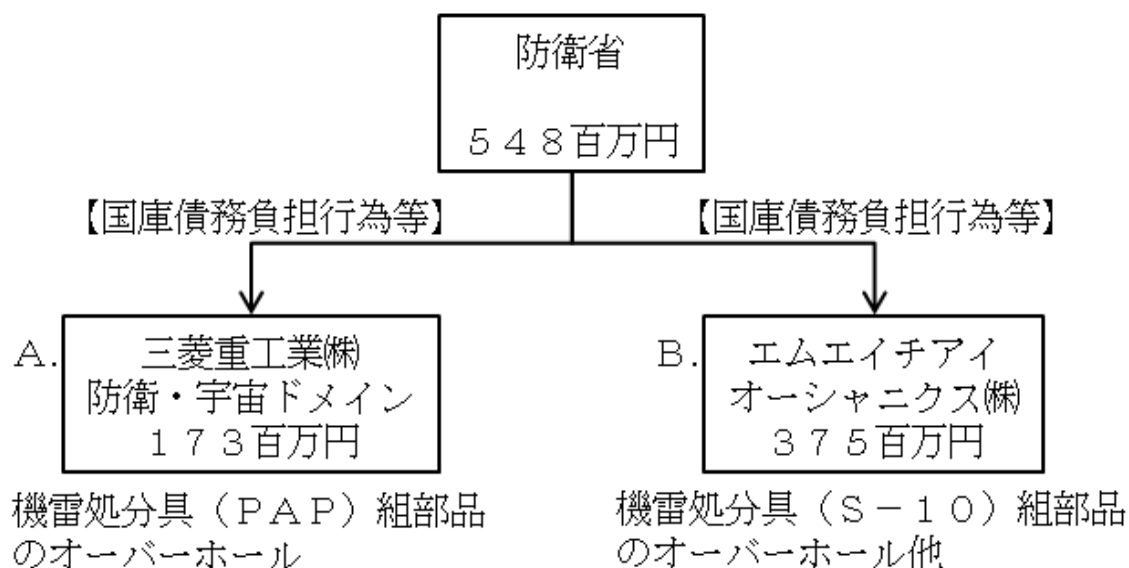
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	1 総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化										
		施策	1－(1)周辺海空域における安全確保										
		測定指標	定量的指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度		目標年度 － 年度	
					実績値	－	－	－	－	－		－	
					目標値	－	－	－	－	－		－	
			定性的指標		目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)					
								－					
							施策の進捗状況(実績)						
		新規装備品の導入と既存装備品の延命・能力向上等を適切に組み合わせた装備品の取得		その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)		30年度	●海上自衛隊においては、平成28年度では、以下の通り予算計上等を実施した。 ・固定翼哨戒機(P-3C)の機齢延伸 固定翼哨戒機の体制を維持するため、P-3C(3機)に機齢延伸措置を実施。 ・哨戒ヘリコプター(SH-60J)の機齢延伸 哨戒ヘリコプターの体制を維持するため、SH-60J(2機)に機齢延伸措置を実施。 ・護衛艦の艦齢延伸 護衛艦の体制を維持するため、あさぎり型(3隻)、はたかぜ型(1隻)、こんごう型(1隻)に艦齢延命措置を実施。 ・潜水艦の艦齢延伸 潜水艦を16隻体制から22隻体制に増勢するため、おやしお型(8隻)に艦齢延伸措置を実施。 ・たかなみ型護衛艦戦闘指揮システムの近代化改修等を実施。 ・くろべ型訓練支援艦の艦齢延伸措置を実施。 ・とわだ型補給艦の艦齢延伸措置を実施。 ・エアクッション艇の艦齢延伸措置を実施。 ●航空自衛隊においては、平成28年度では、以下の通り予算計上等を実施した。 ・戦闘機(F-2)空対空戦闘能力の向上 機体改修に必要な改修キット12式、ランチャー改修9式及び機体改修9機分の経費として 約20億円を計上 ・戦闘機(F-2)JDCS(F)搭載改修 F-2にJDCS(F)(自衛隊デジタル通信システム)を搭載させ、戦域情報共有等を可能とさせるため、4機を改修させる経費として、約11億円を計上した。 ・早期警戒管制機(E-767)の能力向上 現有のE-767の情報処理の能力を向上させるため、中央計算装置の換装及び電子戦支援装置の搭載に必要な部品(4機分)の一部の取得に係る経費(約61億円)を計上し、改修機2機については31年度就役を予定している。						
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
掃海艦艇に装備されている機雷処分具等の性能を維持し、機雷掃海等の能力維持を図る。													

経済・財政再生 アクション・プログラム	改革項目	分野:	文教・科学技術、 外交、安全保障・防衛等	効率化への取組									
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度			
						26年度			-年度	30年度			
		・長期契約を活用した装備品等及び役務の調達 ・維持・整備方法の見直し ・装備品のまとめ買い ・民生品の使用・仕様の見直し、等による縮減見込額 ・原価の精査等 【累積額の増額】	成果実績	億円(契約ベース)	660	2,040	1,970	-	7,710				
			目標値	億円(累積額)	-	-	-	-	7,000				
	達成度		%	-	-	-	-	110					
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度			
						26年度			-年度	30年度			
		平成26年度～平成30年度において7,000億円程度の縮減を目標とする。(集中改革期間において約4,810億円の縮減を目標とする。) ※「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」平成25年度12月17日閣議決定に基づく縮減目標。金額はいずれも契約ベース。	成果実績	億円(契約ベース)	660	2,040	1,970	-	7,710				
			目標値	億円(累積額)	-	-	-	-	7,000				
達成度	%		-	-	-	-	110						
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係													
本改革項目・KPIは「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」に基づき、調達改革等を通じて一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、平成26年度～平成30年度において7,000億円程度の縮減を図るものであり、本事業のうち、効率化への取組によって縮減効果が見込まれる事業を予算計上することにより、縮減見込額の累積額が増額される。													

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	掃海艇に搭載されている機雷処分具等は機雷を処分することから、日本が関係する海域の安全を確保するために必要な機材であり、国民や社会のニーズを反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	機雷処分具等は掃海艇に搭載されているため、防衛省が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	機雷等からの海域の安全確保は防衛省にしか実施できず、必要かつ適切な事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	公募により競争性を確保しているものの、一者応札のため随意契約となった。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	最新の見積りと直近の契約実績を踏まえている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	機雷処分具等の維持に必要な機材に限定されている。
	不用率が大い場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	繰越額が大い場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	過去の整備実績から消耗の少ない部品については交換時期の見直しにより予算削減に努めることで、適正な予算要求及び執行を実施している。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果目標はすべて達成しており、十分な成果実績を有している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動見込みの整備及び調達はすべて実施しており、十分な活動実績を有している。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	機雷処分具等は海中で使用しているため、長期間使用していると塩害による劣化が進むことから、計画的な整備を実施することで機器の能力が維持されている。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-				
	所管府省名	事業番号	事業名				
点検・改善結果	点検結果	1 必要性 掃海艇に搭載されている機雷処分具等は機雷を処分することから、日本が関係する海域の安全を確保するために必要な機材であり、防衛省が整備を実施することが適切である。 2 効率性 組部品は定期検査中にオーバーホールできないため、オーバーホール済みの組部品を定期検査時に交換している。また、撤去した組部品は翌年度又は翌々年度の使用予定に合わせてオーバーホールを実施することから効率的な整備を実施している。 3 有効性 機雷処分具等は海中で使用しているため、長期間使用していると塩害による劣化が進むことから、計画的な整備を実施することで機器能力の維持が可能となる。					
	改善の方向性	契約実績の分析及び定期整備内容の見直しをすることにより、コストの低減を図る。					
外部有識者の所見							
外部有識者の点検対象外である。							
行政事業レビュー推進チームの所見							
一部改善	事業内容	過去の整備実績から消耗の少ない部品については交換時期の見直しを行うなど、整備内容の見直しをすることによりコストの低減に努めていることは認められる。 公募により競争性は確保されているものの、随意契約となる要因を分析するとともに改善策をレビューシートに具体的に記載されたい。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
年度内に改善を検討		一部装備品については、製造会社とのライセンス契約に基づく公募による技術審査の結果、随意契約となっている。品質・性能を担保するためには公募による技術審査が不可欠であるものの、通年で公募を受け付けるとともに、海中で使用する機材等を取り扱う会社と話をする際には、公募を実施している旨の情報を提供する等の応札者を増やすための改善努力を行っている。 今後も応札者を増やすための改善努力を継続するとともに、一般規格の部品は、別途、一般競争にて調達し官給する等の予算執行の効率化についても、より一層努力していく。					
備考							
-							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	0309	平成23年度	0247	平成24年度	0231	平成25年度	0231
平成26年度	0197	平成27年度	0135	平成28年度	0011		
平成29年度	防衛省 (0010 - 00)						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.三菱重工業(株) 防衛・宇宙ドメイン			B.エムエイチアイオーシャニクス(株)		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	武器修理費	機雷処分具(PAP)組部品のオーバーホール	173	武器修理費	機雷処分具(S-10)組部品のオーバーホール	204
				武器修理費	機雷処分具(S-10)誘導電線調達	21
				武器修理費	機雷処分具(S-10)航走体修理	150
	計		173	計		375
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱重工業(株) 防衛・宇宙ドメイン	8010401050387	機雷処分具(PAP)組部品の オーバーホール	173	国庫債務負担 行為等	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	エムエイチアイ オーシャニクス(株)	4310001003520	機雷処分具(S-10)組部 品のオーバーホール	204	国庫債務負担 行為等	-	-	-
2	エムエイチアイ オーシャニクス(株)	4310001003520	機雷処分具(S-10)航走 体修理	150	国庫債務負担 行為等	-	-	-
3	エムエイチアイ オーシャニクス(株)	4310001003520	機雷処分具(S-10)誘導 電線調達	21	国庫債務負担 行為等	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック 名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-

平成30年度行政事業レビューシート (防衛省)

事業名	基地防空用SAM			担当部局庁	防衛装備庁			作成責任者		
事業開始年度	昭和56年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	統合装備計画官 防衛省防衛計画課			統合装備計画官 安藤 智啓 防衛計画課長 末永 広		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	防衛省設置法第四条第一項第十三号			関係する 計画、通知等	平成26年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備 計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日国 家安全保障会議決定・閣議決定)					
主要政策・施策	-			主要経費	防衛関係					
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	有事の際、航空戦力を最大発揮するための航空基地等を空からの攻撃から直接防衛し、航空自衛隊の作戦遂行基盤を維持、確保するため、基地防空用 地对空誘導弾(基地防空用SAM(Surface to Air Missile))を整備するとともに、基地防空部隊の実弾射撃に係わる能力を維持向上させる。									
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	1 現有の81式短距離地对空誘導弾(81式短SAM)の老朽化及び性能の陳腐化に伴い、後継となる基地防空用SAM及び有事に使用する専用の行動弾 を取得する。 2 基地防空部隊が実施する実弾射撃訓練に必要な演習弾を取得する。81式短SAM用演習弾については、命数切れを間近に控えた行動弾を官給し、取 得経費の低減を図る。									
実施方法	直接実施									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	当初予算	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求			
		補正予算	-	158	25	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	1	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	▲1	-				
		予備費等	-	-	-	-				
		計	5,143	1,071	6,190	41	380			
	執行額		5,163	1,082	6,177					
	執行率(%)		100%	101%	100%					
	当初予算+補正予算に対す る執行額の割合(%)		100%	101%	100%					
	平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由					
武器購入費		40	380	31年度要求は、基地防空用SAMの器材製造に必要な車両及び81 式短距離地对空誘導弾の演習弾を取得したため、増額となった。						
-		-	-							
-		-	-							
-		-	-							
-		-	-							
計		40	380							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 32 年度	目標最終年度 - 年度	
	航空自衛隊における作戦 遂行基盤の維持、確保に 必要な能力(基地防空能 力)の向上	能力が向上した基地防空 用SAM器材及び同行動弾 の取得数(累計)	成果実績	セット	5	5	9	-	-	
			目標値	セット	5	5	9	8	-	
			達成度	%	100	100	100	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定・閣議決定)									
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 32 年度	目標最終年度 - 年度	
	基地防空部隊の実弾射撃 に係わる能力を維持向上	射撃用演習弾の配分部隊 数	成果実績	部隊	5	6	5	8	-	
			目標値	部隊	5	6	5	8	-	
			達成度	%	100	100	100	100	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定・閣議決定)									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック		

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込
	基地防空用SAM及び同行動弾の調達件数	活動実績	セット	2	0	4	0	0
		当初見込み	セット	2	0	4	0	0
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込
	基地防空部隊の実弾射撃に必要な演習弾の配分部隊数	活動実績	セット	2	2	3	0	0
		当初見込み	セット	2	2	3	0	0
単位当たりコスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	
	基地防空用SAMの取得に必要な経費(X)／取得セット数(Y) (契約ベースによる基地防空用SAM取得セット数)	単位当たりコスト	百万円/セット	4,070	0	4,696	0	
		計算式	X/Y	8141／2	0	4696/1	0	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	
	演習弾の取得に必要な経費(X)／射撃部隊数(Y)	単位当たりコスト	百万円/セット	72	98	22	0	
		計算式	X/Y	361/5	196/2	66/3	0	

政策	1 総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化								
	1-（1）周辺海空域における安全確保								
	測定指標	定量的指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		—	実績値	—	—	—	—	—	—
			目標値	—	—	—	—	—	—
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況（目標）				
		新規装備品の導入と既存装備品の延命・能力向上等を適切に組み合わせた装備品の取得	その他の装備品等（延命処置・機能向上を含む。）	30年度	—				
					施策の進捗状況（実績）				
					●海上自衛隊においては、平成28年度では、以下の通り予算計上等を実施した。 ・固定翼哨戒機（P－3C）の機齢延伸 固定翼哨戒機の体制を維持するため、P－3C（3機）に機齢延伸措置を実施。 ・哨戒ヘリコプター（SH－60J）の機齢延伸 哨戒ヘリコプターの体制を維持するため、SH－60J（2機）に機齢延伸措置を実施。 ・護衛艦の艦齢延伸 護衛艦の体制を維持するため、あさぎり型（3隻）、はたかぜ型（1隻）、こんごう型（1隻）に艦齢延命措置を実施。 ・潜水艦の艦齢延伸 潜水艦を16隻体制から22隻体制に増勢するため、おやしお型（8隻）に艦齢延伸措置を実施。 ・たかなみ型護衛艦戦闘指揮システムの近代化改修等を実施。 ・くろべ型訓練支援艦の艦齢延伸措置を実施。 ・とわだ型補給艦の艦齢延伸措置を実施。 ・エアクッション艇の艦齢延伸措置を実施。 ●航空自衛隊においては、平成28年度では、以下の通り予算計上等を実施した。 ・戦闘機（F－2）空対空戦闘能力の向上 機体改修に必要となる改修キット12式、ランチャー改修9式及び機体改修9機分の経費として 約20億円を計上 ・戦闘機（F－2）JDCS（F）搭載改修 F－2にJDCS（F）（自衛隊デジタル通信システム）を搭載させ、戦域情報共有等を可能とさせるため、4機を改修させる経費として、約11億円を計上した。 ・早期警戒管制機（E－767）の能力向上 現有のE－767の情報処理の能力を向上させるため、中央計算装置の換装及び電子戦支援装置の搭載に必要な部品（4機分）の一部の取得に係る経費（約61億円）を計上し、改修機2機については31年度就役を予定している。				
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
政策	有事の際、航空戦力を最大発揮するための航空基地等を空からの攻撃から直接防衛し、航空自衛隊の作戦遂行基盤を維持、確保するため、基地防空用地対空誘導弾（基地防空用SAM）を整備するとともに、基地防空部隊の実弾射撃に係わる能力を維持向上させる。								

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	評価	政策	1 総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化							
		施策	1-(2) 島しょ部に対する攻撃への対応							
	測定指標	定量的指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		—		実績値	—	—	—	—	—	—
				目標値	—	—	—	—	—	—
		定性的指標		目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)			
		新規装備品の導入と既存装備品の延命・能力向上等を適切に組み合わせた装備品の取得		その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)		30年度	—			
							施策の進捗状況(実績)			
							●海上自衛隊においては、平成28年度では、以下の通り予算計上等を実施した。 ・固定翼哨戒機(P-3C)の機齢延伸 固定翼哨戒機の体制を維持するため、P-3C(3機)に機齢延伸措置を実施。 ・哨戒ヘリコプター(SH-60J)の機齢延伸 哨戒ヘリコプターの体制を維持するため、SH-60J(2機)に機齢延伸措置を実施。 ・護衛艦の艦齢延伸 護衛艦の体制を維持するため、あさぎり型(3隻)、はたかぜ型(1隻)、こんごう型(1隻)に艦齢延命措置を実施。 ・潜水艦の艦齢延伸 潜水艦を16隻体制から22隻体制に増勢するため、おやしお型(8隻)に艦齢延伸措置を実施。 ・たかなみ型護衛艦戦闘指揮システムの近代化改修等を実施。 ・くろべ型訓練支援艦の艦齢延伸措置を実施。 ・とわだ型補給艦の艦齢延伸措置を実施。 ・エアクッション艇の艦齢延伸措置を実施。 ●航空自衛隊においては、平成28年度では、以下の通り予算計上等を実施した。 ・戦闘機(F-2)空対空戦闘能力の向上 機体改修に必要となる改修キット9式、ランチャー改修9式及び機体改修16機分の経費として 約23億円を計上 ・戦闘機(F-2)JDCS(F)搭載改修 F-2にJDCS(F)(自衛隊デジタル通信システム)を搭載させ、戦域情報共有等を可能とさせるため、12機を改修させる経費として、約30億円を計上した。 ・早期警戒管制機(E-767)の能力向上 現有のE-767の情報処理の能力を向上させるため、中央計算装置の換装及び電子戦支援装置の搭載に必要な部品(2機分)の一部の取得に係る経費(約220億円)を計上し、改修機2機については31年度就役を予定している。 ・救難ヘリコプター(UH-60J)8機(約350億円)の取得を予算に計上。			
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
有事の際、航空戦力を最大発揮するための航空基地等を空からの攻撃から直接防衛し、航空自衛隊の作戦遂行基盤を維持、確保するため、基地防空用地対空誘導弾(基地防空用SAM)を整備するとともに、基地防空部隊の実弾射撃に係わる能力を維持向上させる。										

経済・財政再生プログラム	改革項目	分野:	文教・科学技術、 外交、安全保障・防衛等	効率化への取組							
	KPI (第一階層)	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度	
						26年度			-年度	30年度	
		・長期契約を活用した装備品等及び役務の調達 ・維持・整備方法の見直し ・装備品のまとめ買い ・民生品の使用・仕様の見直し、等による縮減見込額 ・原価の精査等 【累積額の増額】			成果実績	億円(契約ベース)	660	2,040	1,970	-	7,710
					目標値	億円(累積額)	-	-	-	-	7,000
	達成度	%	-	-	-	-	110				
	KPI (第一階層)	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	29年度	30年度	中間目標	目標最終年度	
						26年度			-年度	30年度	
		平成26年度～平成30年度において7,000億円程度の縮減を目標とする。(集中改革期間において約4,810億円の縮減を目標とする) ※「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」(平成25年12月17日閣議決定)に基づく縮減目標。金額はいずれも契約ベース。			成果実績	億円(契約ベース)	660	2,040	1,970	-	7,710
					目標値	億円(累積額)	-	-	-	-	7,000
達成度	%	-	-	-	-	110					
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
本改革項目・KPIは、「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」に基づき、調達改革等を通じて一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、平成26年度～平成30年度において7,000億円程度の縮減を図るものであり、本事業のうち、効率化への取組によって縮減効果が見込まれる事業を予算計上することにより、縮減見込額の累積額が増額される。											

事業所管部局による点検・改善				
	項 目	評 価	評価に関する説明	
国費 要 入 の 必	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	当該事業は、部隊の戦力発揮に不可欠なものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	当該事業の性質上、防衛省が担うべきものである。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	当該事業は、装備品の維持・整備に必要なものであり、政策体系上優先度の高い事業である。	
事業の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	公募により入札参加者を募り競争性の確保を図るものの、結果として随意契約となっている。理由として、公募要件として、武器等製造法の許可を得ていることが条件であることから、1者応札となっている。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	契約実績及び業者見積(陸上自衛隊との共通部分を加味)により確認している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業目的に即した構成品に限定している。	
	不用率が高い場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
繰越額が高い場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	可能な限り低価格、かつ汎用性の高い製品を活用した仕様にするとともに、まとめ買いを追求することにより価格低減を図っている。	
事業の 有 効 性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	設定した成果目標に見合った成果実績としている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	設定した活動指標に見合った活動実績としている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	必要とする部隊等で十分に活用されている。	
関 連 事 業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-
	所管府省名	事業番号	事業名	

点検・改善結果	点検結果	1. 必要性: 基地防空は、有事、空からの攻撃に対し、航空戦力を最大発揮するための基盤である作戦基地等を直接防衛するものであるため、防衛省が実施する必要がある。 2. 効率性: 演習弾の取得においては、官で保有する部品を極力活用して製造することで、取得価格の抑制を図っている。 3. 有効性: 脅威のすう勢を踏まえ、装備品を換装することにより、航空自衛隊の基地等を実効的に防護することが可能となる。 4. 総合評価 運用を維持するために必要な最低限の所要を消費実績等から見積り、部品を取得しており、今後も予算・執行の効率化に努めつつ、事業を継続する。					
	改善の方向性	引き続き、陸自との共通化を追求した装備品を取得することにより、価格の低減を図る。					
外部有識者の所見							
外部有識者の点検対象外である。							
行政事業レビュー推進チームの所見							
事業内容の改善	・陸上自衛隊で運用されるものと共通する部分については、それぞれの所要を合わせて一括で調達するような方策がとられているのか。とられていないのであれば、その点をレビューシートに記載し、効率的な執行への取組状況について更に国民の理解を得られるようにすべき。また、とられていないのであれば、可能性について検討も必要ではないか。 ・随意契約に当たっては、可能な限り詳細な見積内容を入手してコスト縮減の余地を検証し、厳格な原価査定や適切な価格交渉等により、更なる価格の妥当性向上に努められたい。 ・引き続き、契約実績の分析及びコスト縮減方策の検討等を不断に実施し、その結果を反映することにより、効率的な予算要求、予算執行に努められたい。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
執行等改善	・行政事業レビュー推進チームの所見のとおり、「事業所管部局による点検改善」中の「評価に関する説明」を修正をした。 ・随意契約に当たっては、原価精査や価格面での適正化をさらに追及する。また、引き続き、契約実績の分析及び陸自との共通化を図りつつ、まとも買いによる予算要求及び調達等を行い、効率的に装備品を取得することにより、価格の低減を図る。						
備考							
-							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	0063	平成23年度	0053	平成24年度	0052	平成25年度	0152
平成26年度	0121	平成27年度	0004	平成28年度	0026		
平成29年度	防衛省 (0024 - 00)						
※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。							
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)		防衛省 6, 177百万円 [基地防空用SAMの取得] ↓ 【国庫債務負担行為等】 A. (株)東芝 6, 177百万円 [基地防空用地対空誘導弾 81式短SAM用演習弾の製造 基地防空用地対空誘導弾用初度部品]					

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.株式会社東芝					
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	武器購入費	基地防空用地対空誘導弾	4,696			
		基地防空用地対空誘導弾(初度費)	766			
		基地防空用地対空誘導弾用初度部品	612			
		81式短距離地対空誘導弾(B)	66			
		基地防空用地対空誘導弾用整備器材(初度費)	37			
	計		6,177	計		0
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	A.株式会社東芝	2010401044997	基地防空用SAMの製造	6,177	国庫債務負担行為等	—	—	—
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	A	(株)東芝	2010401044997	基地防空用SAM等の製造	21,262	随意契約(公募)	—	99.9%	—

平成30年度行政事業レビューシート (防衛省)

事業名	緊急射出装置用部品			担当部局庁	防衛装備庁			作成責任者		
事業開始年度	昭和47年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	事業監理官(航空機担当)			事業監理官 坂本 大祐		
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	防衛省設置法第4条第1条第13号			関係する 計画、通知等	平成26年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定・閣議決定)					
主要政策・施策	-			主要経費	防衛関係					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	緊急射出装置用部品の定期交換に達する部品等を取得し、航空機の運用を維持する。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	各種航空機所要の緊急射出装置オーバーホール等、外装物投棄用カートリッジ等及び緊急射出装置用維持部品を取得し、航空機の高可動率を維持する。									
実施方法	委託・請負									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	2,184	1,899	3,500	2,427	2,069			
		補正予算		-	-	-				
		前年度から繰越し	48	84	360	1,129	-			
		翌年度へ繰越し	▲ 84	▲ 360	▲ 1,129	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計		2,148	1,623	2,731	3,556	2,069			
	執行額		2,582	2,071	1,924					
	執行率(%)		120%	128%	70%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		118%	109%	55%					
平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由						
	航空機修理費	2,427	2,069	各年度の定期交換品目及び数量差によるもの。						
	-	-	-							
	-	-	-							
	-	-	-							
	計	2,427	2,069							
	成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
-		-	成果実績	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-	-		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	-									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標を設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標を設定できない理由			定性的な成果目標と27～29年度の達成状況・実績					
		本事業は、緊急射出装置用部品の定期交換に達する部品等を取得し、航空機の運用を維持することが目標であるため、定量的な目標の設定は困難			本事業で、緊急射出装置用部品の定期交換に達する部品等を取得し、航空機保有基地に対し配分することで、航空機の運用を維持するための態勢を確立する。					
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30 年度	目標最終年度 - 年度
		緊急射出装置用部品を取得し、航空機の運用を維持するための態勢を確立する。	航空機を運用するため、緊急射出装置用部品の定期交換に達する部品等を充足できた基地数	実績	基地	17	17	17	-	-
			目標値	基地	17	17	17	17	-	
達成度	%	100	100	100	-	-				

活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
		取得品目数	活動実績	品目	260	266	42	-	-		
			当初見込み	品目	217	219	190	302	300		
単位当たりコスト		算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
		年度執行額(百万円)／品目	単位当たりコスト	百万円	9.9	7.8	45.8	11.8			
			計算式	X/Y	2,582/260	2,071/266	1,924/42	3,556/302			
政策評価、経	政策評価	政策	1 総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化								
		施策	1-(1) 周辺海空域における安全確保								
		測定指標	定量的指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 年度	目標年度 年度
			-	実績値	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-	
			定性的指標		目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)			
			新規装備品の導入と既存装備品の延命・能力向上等を適切に組み合わせた装備品の取得		その他の装備品等(延命処置・機能向上を含む。)		30年度	-			
								施策の進捗状況(実績)			
								●海上自衛隊においては、平成28年度では、以下の通り予算計上等を実施した。 ・固定翼哨戒機(P-3C)の機齢延伸 固定翼哨戒機の体制を維持するため、P-3C(3機)に機齢延伸措置を実施。 ・哨戒ヘリコプター(SH-60J)の機齢延伸 哨戒ヘリコプターの体制を維持するため、SH-60J(2機)に機齢延伸措置を実施。 ・護衛艦の艦齢延伸 護衛艦の体制を維持するため、あさぎり型(3隻)、はたかぜ型(1隻)、こんごう型(1隻)に艦齢延命措置を実施。 ・潜水艦の艦齢延伸 潜水艦を16隻体制から22隻体制に増勢するため、おやしお型(8隻)に艦齢延伸措置を実施。 ・たかなみ型護衛艦戦闘指揮システムの近代化改修等を実施。 ・くろべ型訓練支援艦の艦齢延伸措置を実施。 ・とわだ型補給艦の艦齢延伸措置を実施。 ・エアクッション艇の艦齢延伸措置を実施。 ●航空自衛隊においては、平成28年度では、以下の通り予算計上等を実施した。 ・戦闘機(F-2)空対空戦闘能力の向上 機体改修に必要となる改修キット12式、ランチャー改修9式及び機体改修9機分の経費として 約20億円を計上 ・戦闘機(F-2)JDCS(F)搭載改修 F-2にJDCS(F)(自衛隊デジタル通信システム)を搭載させ、戦域情報共有等を可能とさせるため、4機を改修させる経費として、約11億円を計上した。 ・早期警戒管制機(E-767)の能力向上 現有のE-767の情報処理の能力を向上させるため、中央計算装置の換装及び電子戦支援装置の搭載に必要な部品(4機分)の一部の取得に係る経費(約61億円)を計上し、改修機2機については31年度就役を予定している。			
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
		緊急射出装置用部品の定期交換に達する部品等を取得し、航空機の高可動率を維持する。									

経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策		1 総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化									
	施策		1－(2) 島しょ部に対する攻撃への対応									
	測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)							
		新規装備品の導入と既存装備品の延命・能力向上等を適切に組み合わせた装備品の取得	-	30年度	-							
					施策の進捗状況(実績)							
					●海上自衛隊においては、平成28年度では、以下の通り予算計上等を実施した。 ・固定翼哨戒機(P－3C)の機齢延伸 固定翼哨戒機の体制を維持するため、P－3C(3機)に機齢延伸措置を実施。 ・哨戒ヘリコプター(SH－60J)の機齢延伸 哨戒ヘリコプターの体制を維持するため、SH－60J(2機)に機齢延伸措置を実施。 ・護衛艦の艦齢延伸 護衛艦の体制を維持するため、あさぎり型(3隻)、はたかぜ型(1隻)、こんごう型(1隻)に艦齢延命措置を実施。 ・潜水艦の艦齢延伸 潜水艦を16隻体制から22隻体制に増勢するため、おやしお型(8隻)に艦齢延伸措置を実施。 ・たかなみ型護衛艦戦闘指揮システムの近代化改修等を実施。 ・くろべ型訓練支援艦の艦齢延伸措置を実施。 ・とわだ型補給艦の艦齢延伸措置を実施。 ・エアクッション艇の艦齢延伸措置を実施。 ●航空自衛隊においては、平成28年度では、以下の通り予算計上等を実施した。 ・戦闘機(F－2)空対空戦闘能力の向上 機体改修に必要となる改修キット12式、ランチャー改修9式及び機体改修9機分の経費として 約20億円を計上 ・戦闘機(F－2)JDCS(F)搭載改修 F－2にJDCS(F)(自衛隊デジタル通信システム)を搭載させ、戦域情報共有等を可能とさせるため、4機を改修させる経費として、約11億円を計上した。 ・早期警戒管制機(E－767)の能力向上 現有のE－767の情報処理の能力を向上させるため、中央計算装置の換装及び電子戦支援装置の搭載に必要な部品(4機分)の一部の取得に係る経費(約61億円)を計上し、改修機2機については31年度就役を予定している。							
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	緊急射出装置用部品の定期交換に達する部品等を取得し、航空機の高可動率を維持する。											
	経済・財政再生アクション・プログラム	改革項目	分野:	-	-							
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		成果実績	単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			-	-		-	-	-				
			目標値	-		-	-	-	-			
			達成度	%	-	-	-	-	-			
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		成果実績	単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
					-	-	-	-	-			
					目標値	-	-	-	-	-		
				達成度	%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
-												

事業所管部局による点検・改善				
	項 目		評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	緊急射出装置用部品は、定期交換に達する部品等を取得し、航空機の高可動率を維持するために必要な経費であり、機体を適正な状態で運用するために必要不可欠である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	緊急射出装置用部品は、航空自衛隊特有の部品であるため、地方自治体、民間等に委ねることは困難である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	緊急射出装置用部品は、定期交換に達する部品等を取得し、航空機の高可動率を維持するために必要な経費であり機体を適正な状態で運用するために必要不可欠である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	過去の消費実績等を精査して、限りある予算を有効に使用している。また、技術提携契約に基づく随意契約ものであり、随意契約はやむを得ないものとする。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	最新の見積り及び最近実績を踏まえている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	緊急射出装置の搭載された航空機のみに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	火工品の製造後の領収試験を実施したところ燃焼試験等が規格外となり、不合格となったため、製造した当該ロット自体の出荷停止などが発生し、繰越することとなったものであり、予期せぬ時由から繰越以外に対応ができないものである。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	過去の消費実績等を精査して、限りある予算を有効に使用している。
	事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○
事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	他の手段・方法はない。	
活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	過去の消費実績等を精査して、限りある予算を有効に使用している。また、取得した装備品等については、部隊運用等において適正に使用されている。	
整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	過去の消費実績等を精査して、限りある予算を有効に使用している。また、取得した装備品等については、部隊運用等において適正に使用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	1 必要性 航空機の緊急射出装置用部品の定期交換に達する部品を取得するものであり、航空機の高可動率を維持する上で必要不可欠である。 2 効率性 定期交換時期を把握し、所要時期に所要数量を適正に取得している。 3 有効性 航空機を維持運用する上で必要不可欠な緊急射出機能を確保するものである。 4 総合評価 航空機の高可動率を維持するため、必須の経費である。		
	改善の方向性	1 契約実績の分析 2 経費の更なる精査 3 更なる効率的な予算執行		

外部有識者の所見			
・公募による随意契約が見受けられるが、十分な要因分析を行い、応募者数の拡大を図る方策を検討し、競争性確保に努められたい。 ・公募による随意契約において高落札率のものがあり、原価精査や価格交渉等による価格面での適正化に努められたい。			
行政事業レビュー推進チームの所見			
一部 改善 の 内容	外部有識者の所見を踏まえて、適切に対応されたい。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
改 善 度 を 内 検 に	緊急射出装置用部品はライセンス品が多数占めており、応募者数の拡大を図ることは困難であるものの、ライセンス品以外については、引き続き競争性の確保に努めていく。コスト削減や効率化の取り組みとして、一部まとめ買いによる単価低減を図るとともに、今後もさらなるコスト削減のため効率化を検討する。		
備考			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年度	0425	平成23年度	0347
平成24年度	0320	平成25年度	0296
平成26年度	0260	平成27年度	0174
平成28年度	0052		
平成29年度	防衛省 (0050 - 00)		
※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。			
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)	防衛省 1,924百万円 A. 民間会社11社 1,580百万円 【国庫債務負担行為等】 B. 民間会社3社 135百万円 【国庫債務負担行為等】 C. 民間会社3社 204百万円 【国庫債務負担行為等】 D. 民間会社1社 5百万円 【国庫債務負担行為等】 航空機(緊急射出装置)を維持するための部品の取得		

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.株式会社ダイセル			B.住商エアロシステム株式会社		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	航空機修理費	緊急射出装置用部品の取得	1,067	航空機修理費	緊急射出装置用部品の取得	129
	計		1,067	計		129
	C.住商エアロシステム株式会社			D.双日エアロスペース株式会社		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	航空機修理費	緊急射出装置用部品の取得	195	航空機修理費	緊急射出装置用部品の取得	5
	計		195	計		5
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社ダイセル	4120001125937	緊急射出装置用部品の取得	1,067	国庫債務負担行為等	-	-	-
2	株式会社グローバル・ゲイト	7010401062557	緊急射出装置用部品の取得	383	国庫債務負担行為等	-	-	-
3	住商エアロシステム株式会社	1010001020185	緊急射出装置用部品の取得	52	国庫債務負担行為等	-	-	-
4	シマヅプレシジョンインスツルメンツインク	4700150026654	緊急射出装置用部品の取得	30	国庫債務負担行為等	-	-	-
5	細谷火工株式会社	5013101001167	緊急射出装置用部品の取得	20	国庫債務負担行為等	-	-	-
6	KYB株式会社	8010401007296	緊急射出装置用部品の取得	7	国庫債務負担行為等	-	-	-
7	伊藤忠アビエーション株式会社	1010401002840	緊急射出装置用部品の取得	6	国庫債務負担行為等	-	-	-
8	関東航空計器株式会社	7021001000443	緊急射出装置用部品の取得	4	国庫債務負担行為等	-	-	-
9	ダイキン工業株式会社	8120001059660	緊急射出装置用部品の取得	4	国庫債務負担行為等	-	-	-
10	川崎重工業株式会社	1140001005719	緊急射出装置用部品の取得	4	国庫債務負担行為等	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	住商エアロシステム株式会社	1010001020185	緊急射出装置用部品の取得	129	国庫債務負担行為等	-	-	-
2	株式会社ダイセル	4120001125937	緊急射出装置用部品の取得	3.4	国庫債務負担行為等	-	-	-
3	昭和金属工業株式会社	8050001032278	緊急射出装置用部品の取得	2.5	国庫債務負担行為等	-	-	-

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	住商エアロシステム株式会社	1010001020185	緊急射出装置用部品の取得	195	国庫債務負担行為等	-	-	-
2	UTI株式会社	7140001092702	緊急射出装置用部品の取得	9	国庫債務負担行為等	-	-	-
3	株式会社グローバル・ゲイト	7010401062557	緊急射出装置用部品の取得	0	国庫債務負担行為等	-	-	-

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	双日エアロスペース株式会社	9010401021742	緊急射出装置用部品の取得	5	国庫債務負担行為等	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	

平成30年度行政事業レビューシート (防衛省)													
事業名	民間海上輸送力活用に係るPFI事業				担当部局庁	防衛装備庁装備政策部				作成責任者			
事業開始年度	平成28年度	事業終了 (予定) 年度	平成37年度		担当課室	装備制度管理官				装備制度管理官 内藤 正雄			
会計区分	一般会計												
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	防衛省設置法第4条第1項第13号				関係する 計画、通知等	平成26年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備 計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定・閣議決定)							
主要政策・施策	-				主要経費	防衛関係							
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	一層厳しさを増す安全保障環境の下、自衛隊の迅速かつ大規模な海上輸送能力・展開能力を、民間の資金や能力を活用するPFI方式により、効率的に 確保												
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	・民間事業者が、二隻の船舶を所有・維持・管理し、自衛隊の平素の訓練や災害派遣等の緊急時の輸送を行うため、迅速かつ優先的に船舶を運航 ・各種事態などにおいて、民間事業者が船舶を運航できない場合には、自衛隊が、船舶そのものを借り受ける(その場合、自衛官が乗り組んで自衛隊が自 ら運航)												
実施方法	直接実施												
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	当初予算	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求						
		補正予算	-	1,315	2,628	2,552	2,552						
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-						
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-						
		予備費等	-	-	-	-	-						
		計	0	1,315	2,550	2,552	2,552						
	執行額		0	1,305	2,550								
	執行率(%)		-	99%	100%								
	当初予算+補正予算に対す る執行額の割合(%)		-	99%	100%								
	平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由							
公共施設等維持管理運営 費		2,552	2,552										
-		-	-										
-		-	-										
-		-	-										
-		-	-										
計		2,552	2,552										
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
	-		-		成果実績	-	-	-	-	-			
					目標値	-	-	-	-	-			
					達成度	%	-	-	-	-	-		
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-												
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載										チェック			

定量的な成果目標の設定が困難な場合		定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と27～29年度の達成状況・実績										
定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標		本事業は、自衛隊が民間船舶を効率的・効果的に活用するために待機態勢を確立・維持することより、訓練の他、災害派遣等緊急時において民間船舶を迅速に使用することが目標であることから、定量的な成果目標を設定することができない。			本事業で使用する船舶の取得、必要に応じた所要の改修の実施、予備自衛官の活用を含む船員の雇用・養成等を実施させ、72時間以内に係留港を出港して自衛隊への運航サービスを提供できるよう常時維持させる。										
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績		代替目標	代替指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 32 年度	目標最終年度 37 年度					
		船舶の維持・管理等による待機態勢の確保	緊急時に対応しうる船舶の待機態勢の維持日数	実績	日	-	365	365	-	-					
				目標値	日	-	365	365	365	365					
				達成度	%	-	100	100	-	-					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標			単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込					
		自衛隊等の輸送に必要な船舶の待機体制の保持	活動実績	隻	-	1.2	2	-	-						
			当初見込み	隻	-	1.2	2	2	2						
単位当たりコスト		算出根拠			単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込						
		執行額 / 待機体制にある船舶(百万円／隻) (1隻当たりのコスト:1,315百万円)	単位当たりコスト	百万円	-	1,088	1,275	1,276							
			計算式	百万円／隻	-	1305/1.2	2550/2	2552/2							
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	4 防衛力の能力発揮のための基盤の確立												
		施策	4－(5) 防衛生産・技術基盤の維持・強化 4－(6) 装備品の効率的な取得												
		測定指標	定量的指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度				
			-	実績値	-	-	-	-	-	-					
				目標値	-	-	-	-	-	-					
			定性的指標		目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)								
			それぞれの特性に合致した取得方法を効率的に組み合わせるとともに、基盤の維持・強化のための施策を推進	契約制度等の改善	30年度	-	●平成28年度は、哨戒ヘリコプター(SH-60K)17機の調達について、長期契約することとし、経費の縮減を図った。(縮減額:約114億円) ●PBL契約については、陸自EC-225LP特別輸送ヘリコプター、海自TH-135練習ヘリコプターの機体維持及び陸自AH-64D戦闘ヘリコプター用構成品の維持整備について契約を締結し、経費の縮減を図った。(縮減額:EC-225LP:約16億円、TH-135:約19億円、AH-64D用構成品:約64億円) ●新艦艇の取得において、国内の新型護衛艦の設計・建造基盤を維持しつつ、将来の技術及び価格競争性も確保するため、新たな調達方式を採用した。 ●中期防に記載されている調達改革等を通じた7,000億円程度の縮減のうち、28年度においては、装備品のまとめ買い等の施策により、約1,500億円の縮減を図った。								
						施策の進捗状況(実績)									
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係														
	一層厳しさを増す安全保障環境の下、自衛隊の迅速かつ大規模な海上輸送能力・展開能力を、民間の資金や能力を活用するPFI方式により、効率的に確保														
	アクション・財政再生プログラム	改革項目	分野:	-	-										
		(第一KPI)	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度				
			-	成果実績	-	-	-	-	-	-					
				目標値	-	-	-	-	-	-					
				達成度	%	-	-	-	-	-					
		(第二KPI)	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度				
			-	成果実績	-	-	-	-	-	-					
				目標値	-	-	-	-	-	-					
				達成度	%	-	-	-	-	-					
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係															
-															

事業所管部局による点検・改善				
	項 目		評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	各種事態に対応するためにも、機動的かつ大規模な部隊展開を可能とする海上輸送能力の確保が喫緊の課題であるが、輸送能力の確保と船舶確保のコスト低減を両立するためPFI方式を採用
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	任務の主体は防衛省であるため、地方自治体、民間に委ねることはできないが、PFI方式を採用して民間の知見を最大限活用
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	平成26年度以降に係る防衛計画の大綱において、「部隊を機動的に展開・移動させるため、民間輸送力との連携を図りつつ統合輸送能力を強化」することが重視されており、防衛政策上の必要性・優先度は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	総合評価入札を行い一者応札となったが、本件はPFI事業であり、PFI法に従い実施方針の公表から広く周知し以後の契約手続きを適切に行ったものであることから、妥当であると評価できる。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	従来型の事業方式で実施した場合と比較して約6.1%経費削減ができることを、有識者等委員会において確認している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の実施に必要なものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	船舶の維持・管理等による待機態勢の確保は、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	事業契約書記載の要求内容を十分に満足
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	H28年度以降、現在も自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	
	所管府省名	事業番号	事業名	
点検・改善結果	点検結果	1 必要性 一層厳しさを増す安全保障環境の下、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、柔軟かつ即応性の高い統合運用の体制を構築する必要があり、海上輸送においては、迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、所要の部隊を機動的に展開・移動させることが求められている。特に、災害時、緊急時等における機動的な展開には、常時運航可能な体制確保が必要であるとともに、自衛隊の輸送能力だけでは不足する事態も想定されることから、人員・車両・物資等を海上輸送できる複数の民間船舶の早期確保が不可欠である。 2 効率性 輸送艦を調達した場合、艦の取得の他、乗員の確保、以後の整備に要する経費等が必要となるとともに、船舶運航固有の各種事業リスクに対処する必要があることから、民間の資金、経営能力、船舶・海上輸送に関する技術的知見を最大限に活用しつつ、リスク管理の最適化を図るため、PFI方式を採用して効率化を図っている。 3 有効性 本事業を実施することで、自衛隊の海上輸送力を補完できる民間船舶を72時間以内に出港するため待機させるとともに、防衛出動等の際に自衛隊が行動する地域において自衛隊自ら当該船舶を運航できる態勢を10年間安定的に維持することができる。 4 総合評価 本事業は、自衛隊が迅速かつ大規模な展開が必要な場面において補完的に使用する民間船舶を安定的に確保し、また、防衛出動等の際に自衛隊自ら当該船舶を運航するよう維持できるものであるため、必要性・有効性は理解できる。また、民間の資金、経営能力、海上輸送に関する技術的知見を最大限活用できるPFI方式の採用により、「艦船建造」、「民間船舶の購入」に比して効率化を図っている。		
	改善の方向性	必要性・効率性・有効性について精査することでコストの抑制に向けて取り組んでいくとともに、内閣府が作成しているモニタリングに関するガイドライン及び事業契約書に基づき、適正かつ確実に事業が遂行されるよう、事業者の経営管理の状況、事業者が実施する各業務の業績及び実施状況等について監視することにより、適正な執行に取り組んでいく。また、今後要求する他事業においても要求段階における事業内容の精査を徹底し効率的に進めていく。		

外部有識者の所見									
外部有識者の点検対象外である。									
行政事業レビュー推進チームの所見									
現状通り	計画管理及び実績確認を適切に進め、真に必要な経費の支出に限定することを引き続き、追求して欲しい。								
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況									
現状通り	本事業は、PFI法を活用した事業であるため、契約等に基づき計画管理やモニタリング等を適切に実施していく。								
備考									
関連する過去のレビューシートの事業番号									
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	平成25年度	-		
平成26年度	-	平成27年度	新28-0004	平成28年度	新28-0005				
平成29年度	防衛省 (0278 - 00)								
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)	※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。								
	防衛省 2,550百万円 ↓ 【国庫債務負担行為等】 A.高速マリン・トランスポート株式会社 2,550百万円 【防衛省に対して船舶運航に関するサービスを提供】								
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.高速マリン・トランスポート株式会社			B.					
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)			
	公共施設等維持管理運営費	民間海上輸送力活用に係わるPFI事業	2,550						
	計		2,550	計		0			
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載									
						チェック			

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	高速マリン・トランス ポート株式会社	8010001173794	民間海上輸送力活用に係 わるPFI事業	2,550	国庫債務負担 行為等	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック 名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	A	高速マリン・ト ランスポート株 式会社	8010001173794	民間海上輸送力活用に係 わるPFI事業	24,965	一般競争契約 (総合評価)	1	99.9%	PFI事業に参画するために必要 なコンソーシアムを編成する組 織力に不安があることや収益が 見込めないといった理由が考え られる。

平成30年度行政事業レビューシート (防衛省)

事業名	騒音防止事業（一般防音）			担当部局庁	地方協力局			作成責任者				
事業開始年度	昭和49年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	防音対策課			防音対策課長 本田 光徳				
会計区分	一般会計											
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3 条第2項			関係する 計画、通知等	平成26年度以降に係る防衛計画の大綱、中期防衛力整備 計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定・閣議決定)							
主要政策・施策	-			主要経費	防衛関係							
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場など用途が多岐にわたり、広 大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸、火砲による射撃が周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音につい ては、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害を防止し、又は軽減するため学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときは、国が補助金の交付を行うことによって、関係 住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。											
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいものを防止、軽減するため、学校、病院等について地方公共 団体等が防音工事を行うときは、予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助している。また、第3条第2項に準ずる措置として、学校等の防音 工事を実施した施設を対象に、当該工事で設置した空気調和設備を稼働させることにより超過負担となる電気料金等の一部を補助している。 【補助率】 ① 一般防音 (本土) 学校等 5.5/10～10/10、病院等 5/10～10/10 (沖縄) 学校等 7.5/10～10/10、病院等 5/10～10/10 ② 防音関連維持費 (本土) 電力量料金5.5/10、基本料金 2/3 (沖縄) 電力量料金 9/10、基本料金 10/10 なお、「① 一般防音」の補助率は、対象施設の工事種別、工事方法により異なる。											
実施方法	補助											
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	当初予算	27年度	10,552	28年度	10,764	29年度	10,908	30年度	11,210	31年度要求	11,870
		補正予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	826	1,175	383	116	-	-				
		翌年度へ繰越し	▲ 1,175	▲ 383	▲ 116	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-	-	-				
		計	10,203	11,556	11,175	11,326	11,870					
	執行額		9,681	10,405	10,356	-	-	-				
	執行率(%)		95%	90%	93%	-	-	-				
	当初予算+補正予算に対す る執行額の割合(%)		92%	97%	95%	-	-	-				
	平成30・31年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由							
教育施設等騒音防止対策 事業費補助金		11,089	11,736	本事業は、地方公共団体等の計画を踏まえ補助金を交付するため、 各年度により変動があり、当該年度は増となったもの。								
防衛施設安定運用業務庁 費		108	121									
職員旅費		12	13									
-		-	-									
-		-	-									
計		11,210	11,870									
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-				
			目標値	-	-	-	-	-				
			達成度	%	-	-	-	-	-			
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-											
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載										チェック		

				定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と27～29年度の達成状況・実績								
定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標				学校等が新設・廃止されることにより増減すること等から、補助対象全体を定めることができないため、定量的な成果目標を設定できない。			(定性的な目標) 自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいものを防止、軽減することにより、関係住民の理解と協力を得て、防衛施設の安定的な使用を図る。 (27～29年度の達成状況・実績) 平成27年度から平成29年度までの間に263件の事業を実施								
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績				代替目標		代替指標				単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度
				沖縄県内を始め、防衛施設関連市町村からの多様な補助事業の要望に応え、周辺住民に及ぼす障害を防止・軽減することにより、関係住民及び自治体等の理解と協力を得て、防衛施設の安定的な使用に寄与する。 これらの防衛施設を安定的に使用するため、地元要望に対し、採択できたか否かを目標とする。		要望件数に対する採択件数		実績	件	195	182	183	－	－	
								目標値	件	204	189	195	－	－	
								達成度	%	96	96	94	－	－	
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績				代替目標		代替指標				単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度
				事業実施による障害防止等の事業効果の発現		事業完了後にアンケートを実施し事業効果を確認できた件数		実績	件	45	46	－	－	－	
								目標値	件	45	46	－	－	－	
								達成度	%	100	100	－	－	－	
活動指標及び活動実績(アウトプット)				活動指標					単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込	31年度活動見込	
				事業実施件数			活動実績	件	1,854	1,811	1,809	－	－		
							当初見込み	件	1,970	1,877	1,889	1,828	1,798		
単位当たりコスト				算出根拠					単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
				【一般防音】 執行額／事業実施件数			単位当たりコスト	百万円	40	46	45	58			
							計算式	百万円/件	8,023/202	8,743/189	8,666/191	9,537/165			
単位当たりコスト				算出根拠					単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
				【防音関連維持費】 執行額／事業実施件数			単位当たりコスト	百万円/件	1	1	1	1			
							計算式	百万円/件	1,602/1,652	1,617/1,622	1,622/1,618	1,658/1,663			
政策評価、経済・財政	政策評価	測定指標	政策	4 防衛力の能力発揮のための基盤の確立											
			施策	4－(8) 地域コミュニティとの連携											
			定量的指標					単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標年度 － 年度		
			－			実績値		－	－	－	－	－	－		
						目標値		－	－	－	－	－	－		
			定性的指標			目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)						
			防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和			防衛施設周辺対策事業の推進		30年度	－						
									施策の進捗状況(実績)						
									自衛隊等の航空機等の離着陸等の頻繁な実施により生ずる騒音を防止・軽減するため、地方公共団体等が行う学校、病院等の防音工事に対する助成を実施						

再生 ア ク シ ョ ン ・ プ ロ グ ラ ム と の 関 係	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	防衛施設は、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として必要不可欠なものであり、これらは、演習場、飛行場など用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものである。 航空機による頻繁な離着陸、火砲による射撃が周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合があり、さらにジェット戦闘機等による航空機騒音については、各地で訴訟が提起されている状況である。 これらの障害を防止し、又は軽減するため学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときは、国が補助金の交付を行うことによって、関係住民の生活の安定及び福祉の向上などが図られることで理解と協力が得られ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。										
	改革項目	分野:	-	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			成果実績	単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
						-	-	-	-	-	
						目標値	-	-	-	-	
					達成度	%	-	-	-	-	-
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			成果実績	単位	計画開始時 - 年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
						-	-	-	-	-	
						目標値	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	補助事業者（地方公共団体等）が騒音を防止又は軽減するため、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱等に基づき申請し、事業を実施していることから、国民や社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	防衛という国民の利益のために特定の地域の住民が受けている不利益を公平の観点からは正する、いわば補償的な性格を有するものであり、国の責務として国自ら行うものである。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害を直接的に防止するため、適切かつ優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	補助事業であり、国において入札・契約を行っていないため記載不可。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	当該費用については、原因者である防衛省が騒音被害を受けている住民に対して負担すべきものであることから、受益者との負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	補助事業者から、申請された内容について、補助事業の目的、騒音の状況に応じた工法、積算内容が適切であるか等の審査を行い、真に必要なものに限定して適切に補助金の交付を行っており妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	補助事業者から、申請された内容について、補助事業の目的、騒音の状況に応じた工法、積算内容が適切であるか等の審査を行い、真に必要なものに限定して適切に補助金の交付を行っており妥当である。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	○	補助事業者において入札を行った結果の入札残等、やむを得ない事情によるものである。
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）	○	入札不調により年度内完了が困難となったもの等、やむを得ない事情によるものである。
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	平成26年度公開プロセスの結果を踏まえ、「騒音防止事業に係る経済性を考慮した計画・工法集」を作成し、各地方防衛局において補助事業者へ周知している。	

20

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	地方公共団体等の事情による取りやめを除き、活動見込みに見合ったものである。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	防音工事を実施された施設は、国民の生活の基本である教育のための学校及び病弱者等の健康回復のための病院等であり、十分に活用されている。 なお、事業完了後にアンケートを実施し、事業効果を確認している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	国土交通省において実施している事業とは対象施設(飛行場等)が異なる(飛行場等の設置・管理者がそれぞれ実施)。
	所管府省名	事業番号	事業名	
	国土交通省	0255	空港周辺環境対策事業	
点検・改善結果	点検結果	1. 必要性 本事業は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項の規定に基づき、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施等により生ずる音響で著しいものを防止、軽減するため、学校、病院等の施設について防音工事を行う者に対し、国が音響による障害の原因者の立場から当該費用の全部又は一部を補助するものであり、また、防衛施設と周辺地域との調和を図ることにより、我が国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤である防衛施設を安定的に使用するために必要であることから、防衛省が実施することが適切である。 2. 効率性 本事業の実施に際しては、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱等に基づき、補助事業者からの交付申請の提出を受け、事業の目的及び効果等の審査を行った後に交付決定を行う。その後は、契約の方法、請負金額を把握すると共に、事業完了後は必要に応じ事業現場等の確認を行い、補助事業者からの実績報告書に基づき、事業に使用された経費を審査の上確定している。また、競争性を確保するため入札を行うなど経費の抑制にも努めている。なお、不用率については、入札を行った結果の入札残等、やむを得ない事情によるものである。 3. 有効性 本事業の実施により、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施等により生ずる音響で著しいものが防止、軽減され、学校、病院等施設について静穏且つ良好な教育、医療環境が整備される。 なお、事業完了後にアンケートを実施し、事業効果を確認している。 4. 総合評価 本事業は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響で著しいものが防止、軽減され、学校、病院等の施設について静穏且つ良好な教育、医療環境の確保が図られることから、関係住民の生活の安定及び福祉の向上にも寄与することとなり、ひいては防衛施設と周辺地域との調和を図り、防衛施設の安定的使用を確保するために必要不可欠な施策である。		
	改善の方向性	防衛施設の安定的使用を確保するために必要不可欠な事業であり、引き続き、防衛省において着実に実施するとともに、地方公共団体等の意向等を十分に踏まえ、平成25年度より認可外保育施設、平成27年度より幼保連携型認定こども園等を補助対象施設に追加したところであり、引き続き補助対象施設の拡大や手続きの簡素化等に取り組むとともに、効率的な予算執行及び予算要求に取り組む。		
外部有識者の所見				
外部有識者の点検対象外である。				
行政事業レビュー推進チームの所見				
現状通り	繰越しが多い状況は改善されているように見受けられる。引き続き、事業の進捗状況や見通しを精査し、事業の促進を図るとともに適切な予算要求、予算執行に努められたい。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
現状通り	繰越しについては、地方公共団体等とのヒアリングにおいて事業の進捗状況及び見通しについて、引き続き、確認及び精査を徹底し、適切な予算要求及び執行に努める。			

備考			
【公開プロセス】 年 度:平成26年度 レビューシート番号:373 事業名:騒音防止事業(一般防音) 結 果:事業内容の一部改善 とりまとめコメント: ○ 施策全体としてコストダウンを図るために仕様書の作成や予定価格の算定にあたっての手引書を示すほか、コストを圧縮するためのポイントを例示してはどうか。 ○ 補助を受ける側にとって利用しやすい制度となる様、自主性を尊重する必要がある。 対応状況: 評価者からの「施策全体としてコストダウンを図るために仕様書の作成や予定価格算定にあたっての手引書を示すほか、コストを圧縮するためのポイントを例示してはどうか」とのコメントを踏まえ、「騒音防止事業に係る経済性を考慮した計画・工法集」を作成した。本計画・工法集では、各地方防衛局でのこれまでの事例を挙げ、その概要、効果、削減額及び留意点をまとめた上、各地方防衛局において補助事業者へ周知している。			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年度	0465	平成23年度	0356
平成24年度	0324	平成25年度	0471
平成26年度	0373	平成27年度	0333
平成28年度	0333		
平成29年度	防衛省 (0341 - 00)		

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

防衛省
10,356百万円

↓

防音工事の補助金の交付を行う地方防衛局に資金を示達
防音事業に関する事務

↓

A. 地方防衛局(9機関)
10,289百万円

↓

防音工事を実施する地方公共団体等に補助金を交付
防音事業に関する事務

↓

【補助金等交付】

↓

B. 地方公共団体等(483者)
10,289百万円

↓

防音工事を実施

↓

事務費
67百万円

↓

職員旅費、備品、消耗品費等

- 31 -

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.沖縄防衛局			B.築上町		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	補助金	学校等の防音工事等	3,009	補助金	学校等の防音工事	539
	計		3,009	計		539
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	沖縄防衛局	9000012120001	学校等の防音工事	3,009	その他	-	-	-
2	九州防衛局	9000012120001	学校等の防音工事	2,062	その他	-	-	-
3	北関東防衛局	9000012120001	学校等の防音工事	1,862	その他	-	-	-
4	南関東防衛局	9000012120001	学校等の防音工事	1,165	その他	-	-	-
5	北海道防衛局	9000012120001	学校等の防音工事	1,119	その他	-	-	-
6	東北防衛局	9000012120001	学校等の防音工事	366	その他	-	-	-
7	近畿中部防衛局	9000012120001	学校等の防音工事	346	その他	-	-	-
8	中国四国防衛局	9000012120001	学校等の防音工事	251	その他	-	-	-
9	東海防衛支局	9000012120001	学校の防音工事	107	その他	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	築上町	9000020406473	学校等の防音工事	539	補助金等交付	-	-	-
2	沖縄県	1000020470007	学校の防音工事	489	補助金等交付	-	-	-
3	新富町	8000020454028	学校の防音工事	436	補助金等交付	-	-	-
4	大和市	5000020142131	学校の防音工事	426	補助金等交付	-	-	-
5	学校法人高陽学園	5430005000708	学校の防音工事	414	補助金等交付	-	-	-
6	医療法人伊藤病院	2012305000242	学校等の防音工事	387	補助金等交付	-	-	-
7	沖縄市	5000020472115	学校等の防音工事	297	補助金等交付	-	-	-
8	宜野湾市	2000020472051	学校等の防音工事	278	補助金等交付	-	-	-
9	西原町	5000020473294	学校等の防音工事	275	補助金等交付	-	-	-
10	瑞穂町	1000020133035	学校の防音工事	267	補助金等交付	-	-	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック 名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-

平成30年度行政事業レビューシート (防衛省)

平成30年度行政事業レビューシート（防衛省）											
事業名	印刷物広報				担当部局庁	大臣官房			作成責任者		
事業開始年度	昭和29年度	事業終了 （予定）年度	終了予定なし		担当課室	広報課			広報課長 志賀 佐保子		
会計区分	一般会計										
根拠法令 （具体的な 条項も記載）	防衛省設置法第4条第1項第17号 （昭和29. 6. 9法律第164号）				関係する 計画、通知等	防衛省の広報活動に関する訓令 （昭35. 7. 29防衛庁訓令第36号）					
主要政策・施策	－				主要経費	防衛関係					
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものである。南スーダンPKOやソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動、災害派遣など、国内外における活動の広がりに伴い、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、平素から防衛政策や活動内容を積極的に広報する必要があるとの認識のもと、防衛白書やパンフレットといった様々な印刷物を活用した広報活動を実施している。										
事業概要 （5行程度以内。別添可）	災害派遣、海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精強性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただくことが必要である。 このため、様々な印刷物媒体を活用した広報活動を実施し、例えば、毎年防衛白書を刊行し、また、特に重要な防衛政策についてわかりやすく説明するパンフレット等を作成している。										
実施方法	委託・請負										
予算額・ 執行額 （単位：百万円）			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	137	137	139	139	126				
		補正予算	－	－	－	－					
		前年度から繰越し	－	－	－	－	－				
		翌年度へ繰越し	－	－	－	－					
		予備費等	－	－	－	－					
	計		137	137	139	139	126				
	執行額		120	123	130						
	執行率（％）		88%	90%	94%						
	当初予算＋補正予算に対する執行額の割合（％）		88%	90%	94%						
平成30・31年度 予算内訳 （単位：百万円）	歳出予算目		30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由						
	広報業務庁費		138	125	パンフレット・リーフレットの作成見直しによる減。						
	諸謝金		1	0.5							
	－		－	－							
	－		－	－							
	－		－	－							
	計		139	126							
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標		成果指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30年度	目標最終年度 －年度
	印刷物を活用した広報活動		防衛モニターにおける防衛白書（広報用）の理解度		成果実績	％	94.2	95.5	95.5	－	－
					目標値	％	95.2	94.2	97	97	－
					達成度	％	88.5	91.9	98.9	－	－
根拠として用いた統計・データ名 （出典）	防衛モニターに対するアンケート結果										
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標		成果指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 30年度	目標最終年度 －年度
	印刷物を活用した広報活動		防衛モニターにおけるマモル（広報用）の理解度		成果実績	％	87.1	90.8	90.8	－	－
					目標値	％	83.2	85.6	93.7	96.5	－
					達成度	％	104.7	106.1	96.8	－	－
根拠として用いた統計・データ名 （出典）	防衛モニターに対するアンケート結果										

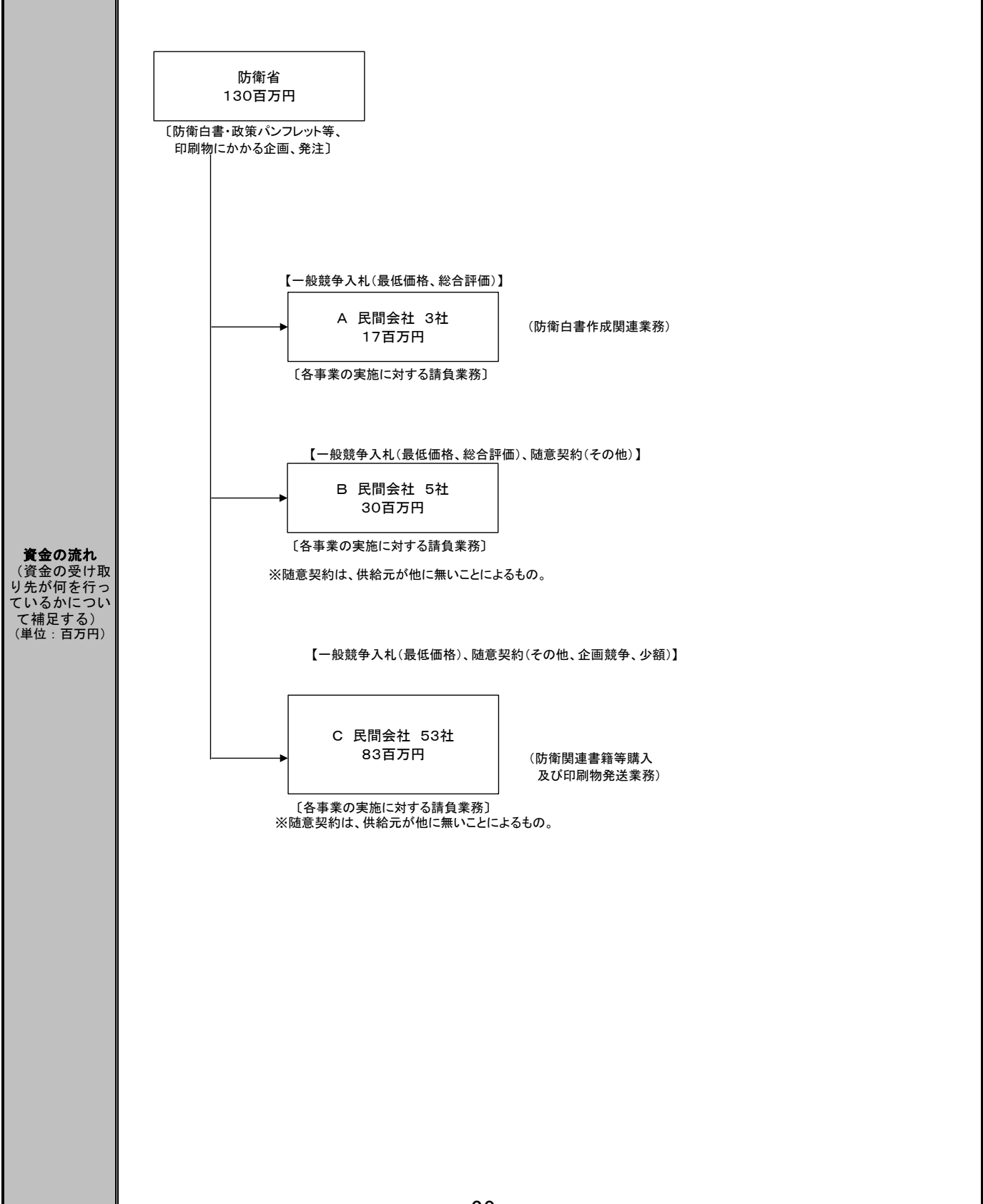
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
		防衛白書(広報用)の配布	活動実績	部	11,900	12,000	12,000	-	-	
			当初見込み	部	11,900	12,000	12,000	12,000	12,000	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	27年度	28年度	29年度	30年度 活動見込	31年度 活動見込	
		マモルの配布	活動実績	部	77,400	82,512	82,512	-	-	
			当初見込み	部	77,400	77,400	82,512	83,100	82,512	
単位当たりコスト		算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
		防衛白書(広報用) 執行額／作成数	単位当たり コスト	円	713	799	780	667		
			計算式	万円/部	848/11,900	959/12,000	936/12,000	800/12,000		
単位当たりコスト		算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
		マモル 執行額／作成数	単位当たり コスト	円	432	432	432	429		
			計算式	万円/冊	3,344/77,400	3,565/82,512	3,565/82,512	3,565/83,100		
	政策	4 防衛力の能力発揮のための基盤確立								
	施策	4-(8) 地域コミュニティとの連携								
	測定指標	定量的指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
				実績値	-	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
		測定指標	防衛施設とその周辺地域との より一層の調和	防衛省・自衛隊の施策や活動に 関する積極的な広報等	(中～長期)	-				
	施策の進捗状況(実績)									
	●防衛省・自衛隊の各種施策について、地方公共団体の理解を深めることを目的として、すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会に対して、防衛白書の説明を実施するとともに、地域住民の理解を深めることを目的として、当省職員や民間有識者等による防衛省の施策や自衛隊の活動に係る体験談、国際情勢などをテーマとした防衛問題セミナーを各地域で開催している。 ●平成27年度においては、防衛白書の説明等を1,835箇所(すべての都道府県、市町村(特別区を含む)、都道府県公安委員会)に対して、実施し、防衛問題セミナーを各地域で計23回開催した。									
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものである。南スーダンPKOやソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動、東日本大震災における災害派遣など、国内外における活動の広がりに伴い、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、平素から防衛政策や活動内容を積極的に広報する必要があるとの認識のもと、防衛白書やパンフレットといった様々な印刷物を活用した広報活動を実施している。									

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	4 防衛力の能力発揮のための基盤確立									
		施策	4－(9)情報発信の強化									
		測定指標	定量的指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標年度 － 年度	
					実績値	－	－	－	－	－	－	
					目標値	－	－	－	－	－	－	
			定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
					(中～長期)	－						
						施策の進捗状況(実績)						
			自衛隊の任務を効果的に遂行するために必要な国内外の理解を得る			防衛に対する日本国民及び外国人の認識と理解を深め防衛施策に対する信頼と協力を得る。		●防衛に対する日本国民及び外国人の認識と理解を深めるため、防衛省シンポジウムの実施、全国各地から公募等に選定された防衛モニター等を活用した広聴、海外メディアに対する部隊活動の公開、広報用資料等の翻訳、インターネットによる情報の提供等を通じ、広報活動を実施した。 ●英語版ニュースレター(英語版HP更新のお知らせ)及び全国イベントマップの運用開始、英文広報パンフレット「JDF(Japan Defense Focus)」における、日本の文化や魅力に関する記事掲載の開始、英語版動画コンテンツの充実など、多様な情報媒体を活用し、情報発信の充実に努めた。 ・防衛省ホームページの閲覧数が、平成26年度に比べ、年間約67,000件増加 ・英語版防衛省ホームページの閲覧数が、平成26年度に比べ、年間約20万件増加 ・防衛省FacebookにおけるJDF関連記事の「いいね！」を年間約3万件獲得 ・全国イベントマップは年間約60万件利用 ●自衛隊生活体験ツアーや隊内生活体験で自衛隊の生活や訓練を体験するとともに隊員とじかに接することにより、自衛隊に対する理解の促進に努めた。 ・自衛隊体験ツアーに約140人が参加 ・隊内生活体験は、約1,300件を実施し、約28,000人が参加 ●自衛隊音楽まつりではゲストバンドとした在日米軍の音楽隊等や韓国海軍音楽隊が参加し、延べ約4万人が来場した。				
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものであり、そのためにも自衛隊の現状を、青少年や女性層を含め、広く国民に紹介する広報活動が重要である。また、災害派遣の一環として音楽隊の慰問演奏会などを各被災地で実施し、被災者の心の癒しを図るなど、平素から防衛省・自衛隊による各種行事を実施し、親近感の醸成を図っている。												
経済・財政再生アクション・プログラム	改革項目	分野:	－		－							
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 － 年度	29年度	30年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度	
					成果実績	－	－	－	－	－	－	
					目標値	－	－	－	－	－	－	
					達成度	%	－	－	－	－	－	
		(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 － 年度	29年度	30年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度	
					成果実績	－	－	－	－	－	－	
					目標値	－	－	－	－	－	－	
					達成度	%	－	－	－	－	－	
		本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
－												

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国 費 必 要 投 入 の 性 質	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	印刷物を活用した広報活動により、国民の理解が高まっており、国民や社会のニーズを反映しているものと考ええる。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国の事業であり、広報活動を他に委ねることはできない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	地域コミュニティとの連携、情報発信の強化の手段として適切な事業である。
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	主に書籍以外の支出先は競争入札に基づく契約相手方であり、契約上の透明性、競争性及び公平性は保たれているものと考ええる。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	一般競争入札により請負業者を選定するなど、コスト削減に努めており、単位当たりのコストの水準は、妥当であると考え
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	国民に対し防衛施策や自衛隊の実状を普及・紹介し理解を深める事業に限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
事 業 の 有 効 性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	一般競争入札により請負業者を選定し、支出先の妥当性及びコスト削減に努めている。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	印刷物の配布により、一定の理解につながっており、印刷物を活用した広報が、防衛省・自衛隊の政策・活動を、より国民に理解していただくために有効な手段であると考ええる。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	概ね計画どおりに実施されている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	成果物は、広報活動の資料として活用されている。
	点検結果	【必要性・有効性】 印刷物媒体を活用し自衛隊の活動を幅広く国民一般に広報することは、国民の防衛省・自衛隊に対する理解を促進するために有効であり、また、防衛省・自衛隊自身による発信が国民に安心感を醸成する面もあることから、防衛省・自衛隊が実施することが適切である。 【効率性】 これまで同様に外部委託を伴う事業については、原則として一般競争入札もしくは総合評価入札により請負業者を選定し、支出先の妥当性及びコスト削減に努めるとともに、契約相手方との調整を密にして、効率的かつ効果的に事業を遂行している。 【総合評価】 平成30年3月に内閣府が行った「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」によれば、防衛省・自衛隊に対し、非常に関心がある、ある程度関心があると回答した者が67.8%となっており自衛隊に対し、国民の多くが関心を持っていることから広報効果が確認できる。今後も国民の理解を促進するべく、より効率的かつ効果的な広報を目指し、配布先等の検討も含め積極的に取り組む必要がある。	
改善の方向性	今後も前年度契約実績の分析を行い、単価の見直し等更なる効率化施策についての検討に努める。		
外部有識者の所見			
外部有識者の点検対象外である。			
行政事業レビュー推進チームの所見			
一 部 改 善 の 内 容	・一般競争入札を実施しているものの、一者応札となっている状況が見受けられることから、要因分析のうえ、その理由についてレビューシートにおいて説明し、事業者選定の妥当性について国民の理解を得られるようにするとともに応札者拡大のための検討を実施し、競争性の向上に努められたい。 ・広報誌等の配布先及び所要数については、不断に見直しを行い、規模の適正化に努められたい。 ・引き続き、契約実績の分析及びコスト縮減策の検討等を不断に実施し、その結果を反映することにより、効率的な予算要求、予算執行に努められたい。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
執 行 等 改 善	・一社応札となった要因については、一定の具備条件を付したことが1つの要因と考えられるため、仕様書の見直しや複数の業者から見積を取得するほか、HP等へ入札情報を掲載するなどして、入札業者を増やし、競争性の向上に努めていく。 ・特に広報誌等の作成数については、その都度、見直しを行うとともに、規模の適正を図っていく。 ・引き続き、前年度の契約実績の分析を行い、単価等の見直し等を図るなどして、効率的な予算要求及び予算執行に努めていく。		

備考									
関連する過去のレビューシートの事業番号									
平成22年度	0068	平成23年度	0058	平成24年度	0057	平成25年度	0488		
平成26年度	0390	平成27年度	0336	平成28年度	0337				
平成29年度	防衛省（0345 - 00）								

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.日経印刷(株)			B.(株)ナチュラル		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	広報業務庁費	29年版日本の防衛(閣議・広報・各種説明・一般・教育・DVD)パンフ・パネル	12	広報業務庁費	防衛省・自衛隊の組織に係るパンフレット(日本語・英語)の作成	19
	計		12	計		19
	C.(株)扶桑社			D.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	広報業務庁費	マモル(平成29年度分)の購入	36			
	計		36	計		0
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日経印刷(株)	7010001025732	29年版日本の防衛(閣議・ 広報・各種説明・一般・教 育・DVD)パンフ・パネル印 刷	12	一般競争契約 (総合評価)	1	92.9%	-
2	(株)アーバン・コネク ションズ	0201100100473	「平成29年版日本の防衛」 及び「平成29年版パンフ レット」の和文英訳及び印 刷	5	一般競争契約 (総合評価)	3	71.2%	-
3	株式会社白樺写真 印刷	2040001003495	「平成29年版 日本の防 衛」外国語(ロシア語・中国 語・韓国語)ダイジェスト版 の印刷製本	0.3	一般競争契約 (最低価格)	8	90.9%	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)ナチュラル	8010001053047	平成29年度在京大使館向け英文広報パンフレット作成業務	19	一般競争契約 (総合評価)	1	98.1%	-
2	(株)ジャパックス	3011001032986	平成29年度まんがで読む 防衛白書及びHP掲載データ の作成	6	一般競争契約 (総合評価)	4	93.9%	-
3	新星出版(株)	8360001004709	平成29年度「オヤジのフ フ」への広報記事の作成及 び掲載	3	随意契約 (その他)	-	100%	-
4	有限会社L.D企画印刷	7010702001503	見学者用リーフレット他5件	1	一般競争契約 (最低価格)	21	72.3%	-
5	(有)アーバン・コネクションズ	2011001000473	防衛省・自衛隊の組織に係 るパンフレット(日本語・英 語)の作成	1	一般競争契約 (総合評価)	3	71.2%	-

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)扶桑社	2010401025989	マモル(平成29年度分)	36	一般競争契約 (最低価格)	1	100%	-
2	(株)朝雲新聞社	2011101025767	朝雲新聞社(平成29年度 分)	8	随意契約 (その他)	-	100%	-
3	(株)朝雲新聞社	2011101025767	防衛ハンドブック 平成29 年度版	8	一般競争契約 (最低価格)	2	100%	-
4	(株)朝雲新聞社	2011101025767	自衛隊装備年鑑2017-2 018	4	一般競争契約 (最低価格)	1	99.3%	-
5	中越運送(株)	2110001003294	広報資料発送	7	一般競争契約 (最低価格)	3	98.4%	-
6	(株)防衛メディアセン ター	4010001143520	防衛年鑑 2017	5	一般競争契約 (最低価格)	2	100%	-
7	(株)防衛ホーム社	5011101019510	防衛ホーム(平成29年度 分)	4	随意契約 (その他)	-	100%	-
8	(株)アドップ	6010001091775	陸上自衛隊広報用パンフ レットの制作・配布	3	随意契約 (企画競争)	1	100%	-
9	日本ハイコム株式会 社	6010001091775	広報紙「あづま」の配布	2	一般競争契約 (最低価格)	3	92.9%	-
10	(株)あすなろ印刷	9340001006697	「鎮西」他1件の製作・配布	1	一般競争契約 (最低価格)	3	93.3%	-
11	(株)総北海	5450001001666	陸上自衛隊方面隊広報誌 製作	1	一般競争契約 (最低価格)	5	90%	-
12	三浦印刷(株)	7021001007439	北部方面隊広報誌製作	0.6	随意契約 (少額)	-	97.8%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック 名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-

平成 25 年 4 月 2 日 策 定
平成 26 年 3 月 14 日 改 正
平成 27 年 3 月 31 日 改 正
平成 28 年 3 月 29 日 改 正
平成 29 年 3 月 28 日 改 正
平成 30 年 3 月 28 日 改 正
平成 31 年 3 月 29 日 改 正
行 政 改 革 推 進 会 議

行政事業レビュー実施要領

目次

第1部 総論	3
1 基本的な考え方	3
2 体制整備	3
第2部 事業の点検等	5
1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表	5
2 外部有識者による点検	8
3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施	11
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映	14
5 点検結果の最終公表等	15
6 新規事業及び新規要求事業の取扱い	15
第3部 基金の点検等	17
1 基金シート（基金点検票）について	17
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について	20
3 出資状況表の作成・公表等	20
第4部 行政改革推進会議による検証等	22
1 行政改革推進会議による検証	22
2 秋の年次公開検証の実施	22
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等	22
4 チーム責任者会合の開催	22
第5部 その他重要事項	23
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価	23
2 その他重要事項	23

第1部 総論

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、いわば「行政事業総点検」ともいうべきもの。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省自らが執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 体制整備

（1）行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長のない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長（会計課長及び政策評価担当課長のない省庁にあつては同等クラス）

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省で適切に選任、参画させる。

なお、各府省の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者としてすることができる。その場合でも、官房長（官房長のない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

- エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ
- オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- カ 当該府省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導
- ク 優良事業改善事例の選定等
- ケ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

- コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
 - ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
- サ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表
- シ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

（２）行動計画の策定

- ① 各府省は、毎年度、４月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。
- ② 行動計画には、当該府省におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である（１）の②のアからシまでについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

（３）政策評価との連携

政策評価の取組との連携を図るため、各府省は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表

（1）事業単位の整理

各府省は、別紙で対象外としている事業を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式にしたがって点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

（2）レビューシートの作成主体

- ① レビューシートは、各府省の全事業を対象に予算の計上府省において、事業所管部局が事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがって作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがってレビューシートを作成する。

- ② 移替経費については、原則として、予算の計上府省が、支出した府省の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うこととする。

- ③ 当年度予算において予算の計上府省を変更した、又は翌年度予算概算要求において予算の計上府省を変更する予定の事業については、変更前の府省及び変更後の府省それぞれにおいて、レビューシートの作成を行うこととする。

（3）レビューシートの作成

レビューシートの作成に際しては、国民への説明として分かりやすさを保ちつつ、十分に理解を得られるような記載となるよう努めるとともに、以下の点に特に留意するものとする。

- ① 「事業概要」欄には、事業目的を達成する手段として、誰（何）を対象に、どのような手段・手法で事業を行うのかについて記載する。また、補助金の類については、補助率等を記載するとともに、補助メニュー等の概要についても記載することとする。
- ② 成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。

- ア 活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とすること。
 - イ 成果目標の設定に当たっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施から成果の発現に至る過程を段階的に設定するなど、成果実績の把握可能性についても十分考慮すること。
 - ウ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。また、その根拠となる統計・データを示すこと。
 - エ 現年度から起算して、事業の目標最終年度が 10 年以上先である事業については、「中間目標」欄に向こう 3 年以内の目標を記載すること。設定が困難な場合は、その理由を記載すること。
- ③ 事業の性格等によって定量的な成果目標の設定が困難な場合には、以下によることとする。
- ア 定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載すること。
 - イ 事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標（例：事業の効率性、コスト削減額など）をレビューシート上に設定すること。
- ④ 地球温暖化対策など政府内で横断的な指標を設定すべき分野に属する事業については、横断的指標を設定することとする。また、横断的指標に係る数値の計算等に当たっては、計算方法等の共通化に努めるものとする。
- ⑤ 活動指標及び活動実績（アウトプット）については、必ず定量的に示すこととする。
- ⑥ 政策評価及び経済・財政一体改革との連携については、以下の考え方にに基づき記載することとする。
- ア レビューと政策評価の連携を確保するため、目標管理型の政策評価の対象となる施策及び測定指標と当該施策を構成する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該事業に関連する測定指標の達成状況を記載する。
 - イ レビューと経済・財政一体改革の連携を確保するため、「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定）における取組事項及び K P I と、当該取組事項等に関連する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該 K P I の達成状況を記載する。
- ⑦ 「関連事業」欄には、事業目的如何にかかわらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業について、その所管府省名、事業番号、事業名等を記載するとともに、当該事業と関連事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に

対する説明責任を果たしていくものとする。

- ⑧ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・使途については、十分な把握を行い、以下の点に留意して記載することとする。

ア 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途がわかるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、補助事業者のみならず間接補助事業者まで記載すること。

イ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、1者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）については、その理由及び改善策を記載すること。

ウ レビューシートを活用する際の利便性向上を図る観点から、支出先の法人番号を記載すること。

- ⑨ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

（４）事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。その際、以下の点に特に留意するものとする。

- ・事業にどのような課題があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこと。
- ・事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うこと。
- ・レビューシートには、事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが、「評価に関する説明」欄において、当該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。
- ・事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

（５）中間公表

レビューシートについては、事業の目的、事業概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位10者リストなど記入可能な事項を記入の上、

- ・公開プロセスの対象となる事業（以下「公開プロセス対象事業」という。）に係るものについては、原則として公開プロセスの開始日の10日前までに、
- ・その他の事業に係るものについては原則6月末、遅くとも7月上旬までに、各府省のホームページにおいて中間公表を行う。この際、レビューと政策評価の一覧性

に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

2 外部有識者による点検

(1) 外部有識者の選任

- ① 各府省は、外部有識者を複数名選任し、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、必要性・有効性・効率性の観点から、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

- ② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

- ③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

- ④ 各府省が選任する外部有識者が②及び③に照らして不適当であると認められる場合は、事務局は、各府省に対し、意見を述べることができる。

- ⑤ 各府省は、選任した外部有識者のリストを各府省のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 外部有識者会合

- ① 各府省は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

- ② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは(1)の①に掲げる外部有識者に期待さ

れる役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設ける。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

③ 各府省は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省のホームページにおいて公表するものとする。

④ 政策評価の取組との連携を図るため、各府省は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催に努めるものとする。

（３）対象事業の選定

① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）

イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの

ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第４部の１）の対象となったもの

エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

なお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。

② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも５年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・ 前年度の補正予算に計上された事業

- ・ 1（3）⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業
 - ・ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業
- を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

- ③ 外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

（4）所見欄への記入

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシート の所定の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を記入する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

（5）外部有識者への情報提供等

各府省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

（6）外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用する

とともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に記載する。

(7) 外部有識者による講評

各府省は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、各府省におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けなければならない。直接講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長に対して講評することができる。

3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施

(1) 対象事業の選定

① チームは、2の(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。
- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。
- ④ 各府省は、公開プロセス対象事業の数を当該府省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業を追加させることができる。

（2）外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。

- ② 各府省においては、2の(1)で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

(3) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の4つのいずれかに投票する。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。

なお、選択肢について、外部有識者によって受け止め方が異なることのないよう、チームは、外部有識者会合の場などを活用し、外部有識者間で事前に認識を共有するものとする。

 - ・ 廃止：「事業目的に重大な問題がある」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合

- ・事業全体の抜本的な改善：事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合
- ・事業内容の一部改善：より効果的・効率的な事業とするため、事業の中の一部のメニューの改廃、事業実施方法や執行方法の一部の改善等によって、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合
- ・現状通り：特段見直す点が認められない場合等

⑥ 取りまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及び取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及び取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、票数が分散した場合等には、改めて時間をとって外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指すものとする。

⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、⑤の選択肢の中から評価結果を確定させた上で、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

⑧ チームは、公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及び取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。
この場合、3の(4)の⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に分かりやすく記述するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に記載することとする。

5 点検結果の最終公表等

(1) レビューシートの最終公表

各府省は、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成、公表

① 事業所管部局は、前年度事業のほか、

- ・現年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
- ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）

についても、レビューシートを作成する。

当該レビューシートには、事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動指標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入する。

② 各府省は

- ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
- ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、公表を行う（新規要求事業については中間公表を要しない。）。

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式にしたがって事業単位を整理するものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

- ① チームは、新規事業及び新規要求事業について、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。
- ② 各府省は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映することとする。
- ③ 各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、
 - ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内に、それぞれ公表するものとする。

第3部 基金の点検等

各府省は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。また、各府省は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

1 基金シート（基金点検票）について

（1）基金シート等の作成、公表

各府省は、基金のうち、公益法人等に造成された基金について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、基金シート及び「一覧表」を公表するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

（2）基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2（1）～（4）により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）。

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの。

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの。

③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

- ア 前年度末に基金残高を有するもの（既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。）。
- イ 基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの（新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。）。
- ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの。

④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

（３）基金シートの担当府省

基金シートの作成・公表の担当府省は、次のとおりとする。

- ① 基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省が、当該基金の基金シートの作成・公表等を行う。また、複数の府省において、同一の基金事業に係る資金が予算計上されている場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ基金シートを公表する。
- ② 復興庁で計上した予算について、各府省からの資金交付により、基金が造成された場合は、各府省の協力を得て、復興庁において取りまとめて公表する。他の移替経費についても予算を計上した府省が取りまとめて公表する。

（４）基金シート等の公表の時期等

① 公表時期

各府省において作成した基金シートについて、７月末を目途に中間公表を行い、チーム及び事務局による点検を経た上で、９月末を目途に最終公表を行う。また、「一覧表」は基金シートの最終公表と併せて公表する。

② 公表単位

- ・基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。
- ・公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施している基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

(5) 基金シートを通じた基金の点検等

各府省における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（平成 30 年 12 月 11 日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ 将来に発生しうる損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

エ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の 3 類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

オ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成、公表

各府省は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成し、公表するものとする。

(2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、1（2）①～③に定める条件及び次の基金の造成団体等に係る条件の全てに該当するものとする。

- ・基金の造成団体等

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 執行状況表の担当府省

執行状況表の作成・公表の担当府省は、1（3）のとおりとする。

(4) 執行状況表の公表の時期等

① 公表時期

各府省において作成した執行状況表について、9月末を目途に公表を行う。

② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

(5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1（5）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

3 出資状況表の作成・公表等

(1) 出資状況表の担当府省

国から出資を受けた法人等を所管する府省が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表において公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省は、別途事務局が定める様式等により、出資状況表を作成し、9月末を目途に公表を行うものとする。

第4部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

2 秋の年次公開検証の実施

「行政改革推進会議による検証の強化について」（平成27年3月31日行政改革推進会議決定）に基づき、レビューシートの最終公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。

各府省は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

（1）各府省は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

（2）事務局は、1及び2の意見等に対する各府省の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

4 チーム責任者会合の開催

各府省のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第5部 その他重要事項

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 各府省による自主的な事業改善の取組の評価

- ① 各府省において、チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価するとともに、府省内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等を各府省のホームページにおいて公表することとする。

- ② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を記載するものとする。

- ③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に抽出されていること。

イ 事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。

ウ 事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。

エ グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

(2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

- ① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

- ② 事務局は、データの集計や府省横断的な分析・検証に資するよう、レビューシートの主要事項についてデータベースを作成・公表し、主要政策・施策及び主要経費別の表示も可能とする等、国民による利活用の促進を図るものとする。

- ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

(2) 人事評価への反映

各府省は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(3) 職員の資質向上等

- ① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。
- ② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシートの各記載項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

(4) その他レビューの実施に必要な事項

事務局は、レビューの適切な実施のために必要と認めるときは、各府省に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。各府省は、事務局から求めがあった場合には、適切に対応するものとする。

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業について

以下の事業については、行政事業レビューにおける点検の対象外とする。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省の事務的経費（「(項) ○○府省共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの。

(参考)

類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの。
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの。
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
 - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
 - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）。

注）これらの経費について、各府省の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備 考
0 1	議員歳費	×	立法府経費のため
0 2	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る 人件費のみ対象外
0 3	職員諸手当	○	〃
0 4	超過勤務手当	○	〃
0 5	諸手当	○	
0 6	雑給与	○	
0 7	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは 対象
0 8	旅費	○	
0 9	庁費	○	
1 0	原材料費	○	
1 1	立法事務費	×	立法府経費のため
1 2	議員調査研究費	—	該当なし
1 3	渡切費	—	該当なし
1 4	委託費	○	
1 5	施設費	○	
1 6	補助金の類	○	
1 7	交際費	○	
1 8	賠償償還及び払戻金	○	
1 9	保証金	×	訟務関係のため
2 0	補償金	○	
2 1	年金及恩給	○	
2 2	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
2 3	貸付金	○	
2 4	出資金	○	
2 5	供託金利子	×	訟務関係のため
0 0	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。